

てばさきのセンター対策講座

manavee 政治・経済

平成 27 年度

第 4 版 2015/07/8 修正版

目次

<経済編>

- 2.需要と供給①
- 3.需要と供給②
- 4.需要と供給③
- 5.国民所得
- 6.財政
- 7.金融①
- 8.金融②
- 9.経済学説
- 10.日本経済①
- 11.日本経済②
- 12.社会保障
- 13.自由貿易と比較生産費説
- 14.国際収支と為替
- 15.経済史

<政治編>

- 16.民主政治とは
- 17.統治機構
- 18.選挙
- 19.国会と内閣
- 20.司法
- 21.地方自治
- 22.基本的人権①
- 23.基本的人権②
- 24.国際社会①
- 25.国際社会②
- 26.冷戦
- 27.政治史①
- 28.政治史②

<索引>

この講座の受け方→対象者は政経初学者。1日1講義受ければ1ヶ月程度で終わるので、最低限夏前に1周すること。その後、センター用参考書や別の講座を使って、細部の知識を詰めよ！

¥

Economics



€



\$

- 経 済 -

"The difficulty lies, not in the new ideas, but in escaping from the old ones, ~"

ケインズ 雇用・利子および貨幣の一般理論



§2.需要と供給① ～動の価格変化～

センターへのポイント

需給曲線を縦横無尽に動かせ!!

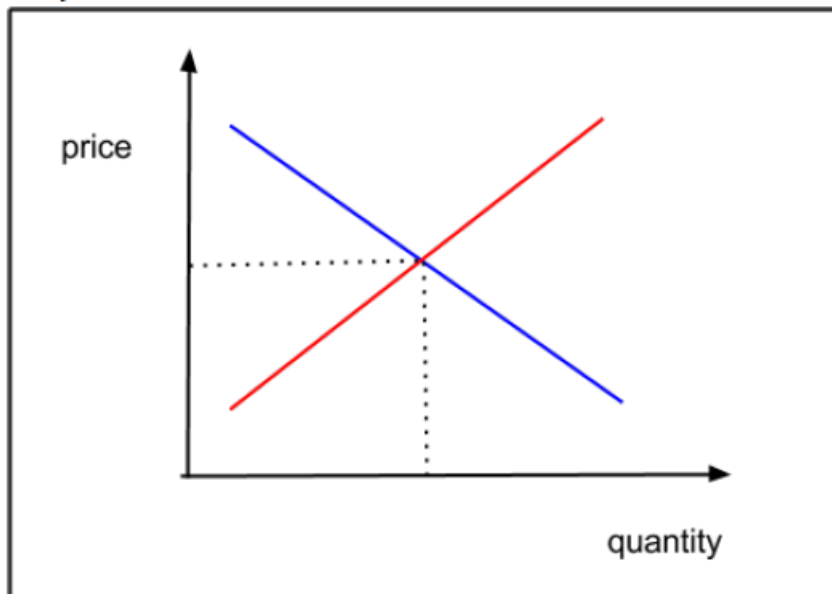
需要(Demand)…「欲しい!」→消費者の動き

供給(Supply)…「売ろう!」→生産者の動き

価格は市場でのそれぞれの需要量と供給量により決定する。⇒需給曲線

～需給曲線はセンターで定期的に出題～

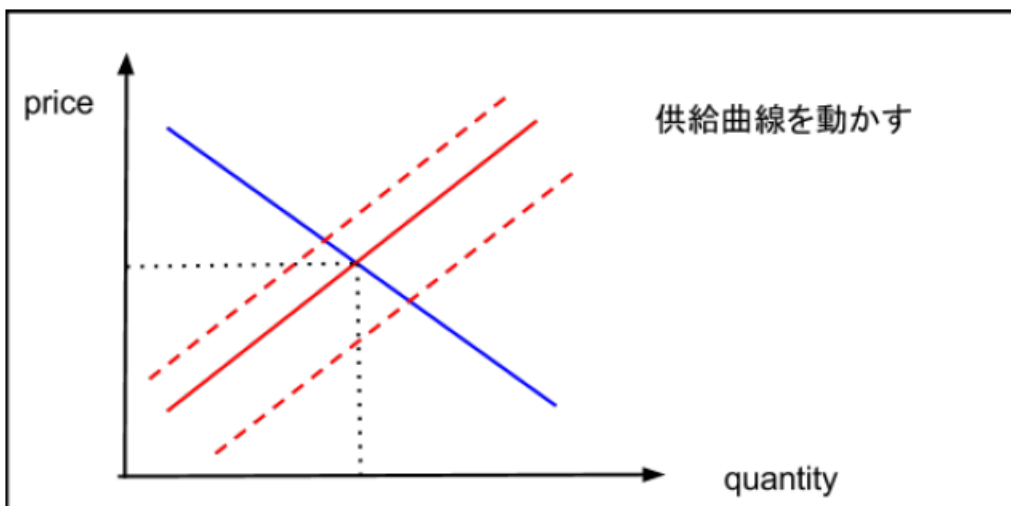
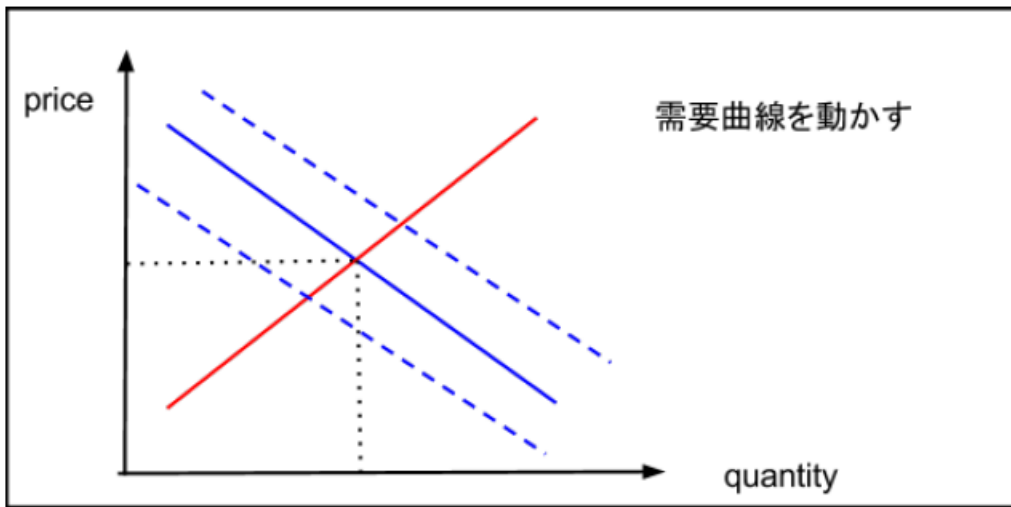
図の見方



需要曲線(D)は、基本的に右下がりのグラフ。なぜなら値段が高いと買うのをやめようとするから。逆に値段が安いとみんな欲しい～となる。

供給曲線(S)は、基本的に右上がりのグラフ。供給者は利益を求め。そのため、市場価格が高くなるようであれば、多くの量を売りたくなる。逆に安いものは利益にならないので損。

◎曲線の動かし方



需要 > 供給	→	価格 ↗	} 価格の自動調節機能
需要 < 供給	→	価格 ↘	
需要 = 供給	→	均衡価格	
			=
			「見えざる手」 by アダム・スミス

§ 3. 需要と供給② ～静の価格変化～

センターへのポイント

需要と供給で決まらないものもある？

自由競争…市場のはたらき(需要と供給)に任せて価格を決定させる

→うまくいかないことも…

⇒「市場の失敗」…センターが好き

- ① 市場に任せるのは難しい (公共財、公共料金)
- ② 自分の活動の関係なしに利益、不利益 (外部経済、外部不経済)
- ③ 競争の行き過ぎた結果 (寡占市場、所得分配の不平等)

①道路、電気、水道、ガスを想像 →日本全国隅々まで必要なもの

→設備投資めっちゃかかる

→民間企業は手を出さない

⇒政府の介入もしかたない

②(外部経済)鉄道を想像 →鉄道の路線の周りに商店街ができる

→商店街が栄え、町が発展

⇒鉄道会社が関与していないところまで利益が…

(外部不経済)工場がモノをどんどん生産 →廃水が垂れ流しだったら…

⇒公害に！

③ -競争が行き過ぎると儲かる企業、儲からない企業、潰れる企業が出る-

(所得分配の不平等)企業の倒産 →失業者の増加 →貧富の差が生じる

(寡占市場の形成)企業の倒産、儲かる企業の出現 →企業が淘汰される

⇒寡占市場の形成

寡占(独占)とは？

少ない数の企業のみが市場で供給を行う状態

何が良くないの？

価格が需要と供給によって決定されず、企業の意図できる。

=管理価格・価格の下方硬直性・非価格競争

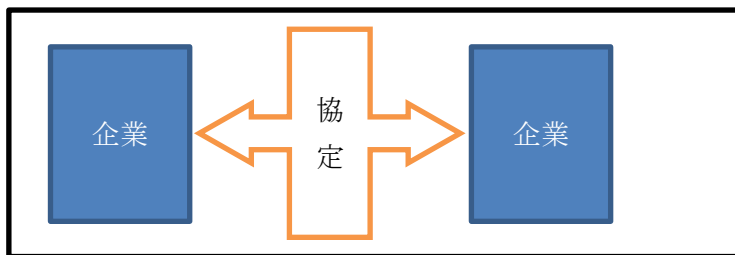
従来の日本は寡占を好む(例:財閥、談合) VS. アメリカ (戦後に日本経済へ介入)

→ 1948年 独占禁止法(独禁法)制定。公正取引委員会(公取委)は‘番人’

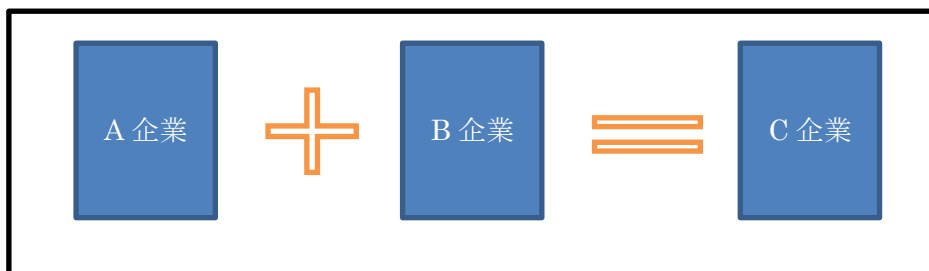
(現在)1997年～ 持株会社解禁

独占の種類

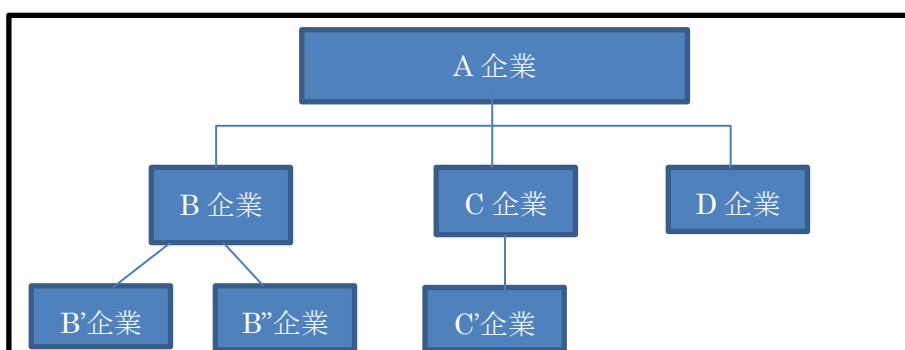
●カルテル…同業他社が販売価格等の協定を結ぶこと



●トラスト…同業他社が合併することで市場内の企業数を減らすこと



●コンツェルン…持株会社(親会社)が資本を元手に別の会社を支配すること



(時事ワード)メガバンク:金融ビッグバンにより登場。金融持株会社の形をとっている。

§ 4.需要と供給③ ～貨幣とモノの価値～

センターへのポイント

モノ需要と供給でインフレ・デフレ

貨幣の機能 → もとは物々交換だったのが…

- 1.交換手段
- 2.価値貯蔵機能
- 3.価値尺度
- 4.支払手段

通貨の種類 → 現金通貨、預金通貨

商品・サービス(モノ) → 「価値尺度」によりモノの価値を貨幣の数で決められるようになった！！

→ これを価格という。

そして、価格の平均の指数 → 物価

モノの価値 = 価格 ÷ 物価 (価格の平均)

モノの…

需要 _____ 供給 → 物価↑ … インフレーション(Inflation)

需要 _____ 供給 → 物価↓ … デフレーション(Deflation)

●インフレーション

貨幣価値が下がり、物価(モノの価値)が上がる。

つまり…お金の量は増えるが価値は下がる。→ 今までの価格で買えたものが買えなくなる。

(影響) 名目賃金の上昇、預貯金の目減り(金利下落)、年金生活者への負担増、投機が増える。輸出産業振興

⇒好況期に発生する傾向

●デフレーション

貨幣価値が上がり、物価(モノの価値)が下がる。

つまり…お金の量が減るため価値が上がる。→今までの価格で買えなかったものも買える。

(影響) 名目賃金の下落、預貯金の実質増加(金利上昇)…。輸入産業振興

⇒不況期に発生する傾向

•不況期にインフレ発生 → スタグネーション(経済の停滞)+ インフレーション
=スタグフレーション

•それぞれが行き過ぎると、 インフレ → ハイパーインフレ
デフレ → デフレスパイラル

インフレ・デフレにならないように調整するのが、財政・金融政策！

(時事ワード)リフレーション(Reflation):通貨再膨張のこと。デフレ時にゆるくインフレすればいいのではという考え。

§.5 国民所得

センターへのポイント

GNP がベース

●フローとストック

フロー(流れ) = 国民所得...1年間でできた新たな所得 ← 経済活動の判断

ストック(蓄積) = 国富...経済活動によって生み出されたモノ・資本の蓄積 ex. 道路

●様々な指標

①GDP(Gross Domestic Product) : 国内総生産

②GNP(Gross National Product) : 国民総生産

③GNI(Gross National Income) : 国民総所得

④NNP(Net National Product) : 国民純所得

⑤GNH(Gross National Happiness) : 国民総幸福

など

Gross → おおざっぱ

Net → 細かく

●GDP と GNP の違い

GDP



日本国内に住む人の経済活動ではかる

GNP



総日本人の経済活動ではかる
ちなみに GNP=GNI

●三面等価の原則

お駄賃を考える→金額は変化しない！！

稼いだお金(生産) = あげたお金(分配) = 使ったお金(支出)

●計算方法

② $GNP = \text{総生産額} - \text{中間生産物の額}$

① $GDP - GNP = - (\text{海外からの所得} - \text{海外への所得}) \Leftrightarrow GDP = GNP - \text{海外からの純所得}$

④ $NNP - GNP = - \text{固定資本減耗} \Leftrightarrow NNP = GNP - \text{固定資本減耗}$

指標	計算方法			
GNP	総生産額	-	中間生産物	
GDP	総生産額	-	中間生産物	- 海外からの所得 海外への所得
NNP	総生産額	-	中間生産物	- 固定資本減耗

センターへのポイント

財政は国と地方自治体の仕事

予算…1年間に出入りするお金を予め見積もること

歳入…どれだけ入ってきたか、歳出…どれだけ使うか

国の予算…一般会計予算 と 特別会計予算に分かれる。

(平成 26 年度) 約 95 兆円

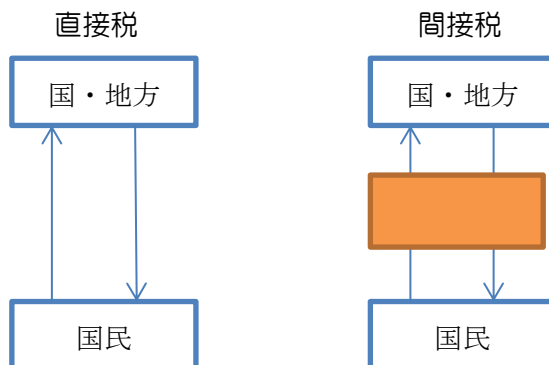
⇒(内訳) 上から順に、歳出…社会保障費、国債費、地方交付税交付金

歳入…公債金、消費税、所得税

地方の歳入(平成 24 年度) 約 99 兆 ⇒(内訳) 地方税、地方交付税、その他、国庫支出金

「財政の三本柱」①公共財の供給 ②累進課税による所得の再分配 ③景気の調整

●税の種類と公債(財源)



国税…国へ納める税 地方税…地方へ納める税(地方の自主財源となる)

直接税:1.所得税 2.法人税 3.相続税… ⇒ 垂直的公平

間接税:1.消費税 2.酒税 3.揮発油税とか ⇒ 水平的公平

所得の捕捉率(クローヨン)の影響により不公平感が顕在。高齢社会により所得税取れない。

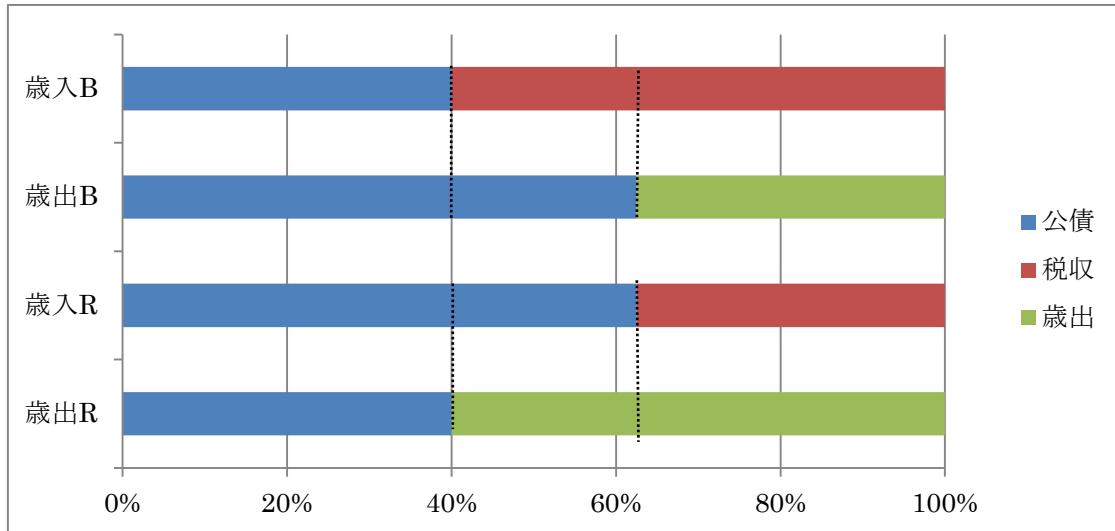
⇒消費増税へ ただ、逆進性についての議論あり

公債金(国債+地方債) →国・地方自治体が金融機関等から借り入れる「借金」

建設国債…道路などを建設する際に発行できる債券

特別国債(赤字国債)…予算の補てんを目的として発行する債券(本当は禁止されている)

プライマリー=バランス(基礎的財政収支)

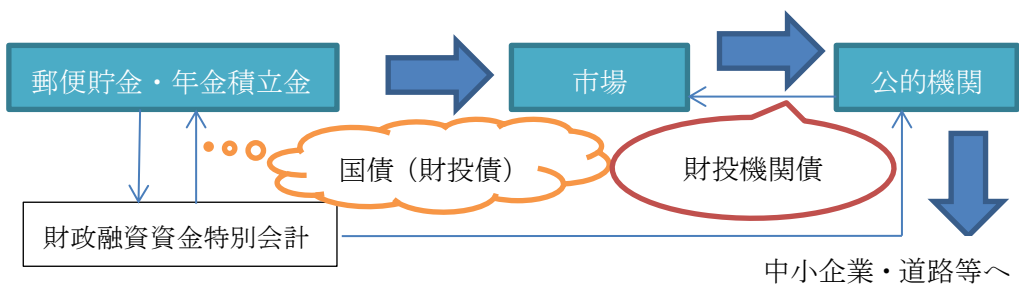


③景気の調整

ビルト=イン=スタビライザー「自動調節機能」 →累進課税制度と社会保障により自動的に好況期には有効需要が減少。不況期には有効需要が増加するという仕組み

フィスカル=ポリシー「恣意的調節機能」 →税制体系の改定と公共投資の量の調節によって政府が恣意的(意図的)に有効需要を増やしたり減らしたりする政策。

●財政投融资(第二の予算)



郵便貯金・年金積立金を運用して、投資・融資を行う仕組み。かつては、第二の予算と呼ばれるほどの規模を誇ったが、現在では見直され規模縮小。(使途内訳がセンターにて出題)

→(平成26年度)中小企業 30.8%、生活環境整備 14.5%の順に多い

§ 7.金融①

センターへのポイント

お金も需要と供給

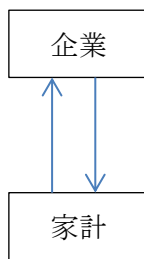
金

融

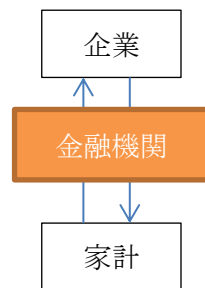
を 通すること

●金融の種類

直接金融



間接金融



直接金融…社債、株式

間接金融…預金

- 他人資本…借りているものなので、返さなければならない。(銀行からの融資、社債)
- 自己資本…自分たちで調達したもの。返済不要(株式、内部留保など)

●会社企業の形態

- 有限責任…なにかあったら、出資金の範囲内で責任をとる。
- 無限責任…なにかあったら、出資額の範囲を超えて責任を取らなければいけない。

◎出資者が誰かで会社の形態が分かれる。

無限責任の社員—合名会社

無限責任の社員 & 有限責任の社員—合資会社

有限責任の社員—合同会社

(有限責任の社員 50人以上—有限会社)

有限責任の株主 1人以上—株式会社

株式とは…

普通の人が高額の出資金を出せない。そのため、少額の出資金にして小分けにしたもの。多くの人が持ちやすい。

株主＝社員でない場合も多いので、最高決定機関として株主総会がある。

そこで、会社を運営していく経営陣(取締役)と監査役を決める ⇒所有と経営の分離

銀行の仕事… 個人・企業にお金を利子をつけて貸す、元手との差額で儲ける。またそれを元手に…(信用創造)

→手元に金を持っていてもしょうがない。

⇒急にお金が足りなくなったら…他の銀行から借りる(コール市場)

他にも、預金業務などがある。

●マネー＝ストック(マネー＝サプライ)

通貨残高(通貨供給量)

民間部門(国&金融以外)のお金の保有量 (例)当座預金、普通預金

⇒僕たちの持っているお金 and 企業の持っているお金

センターへのポイント

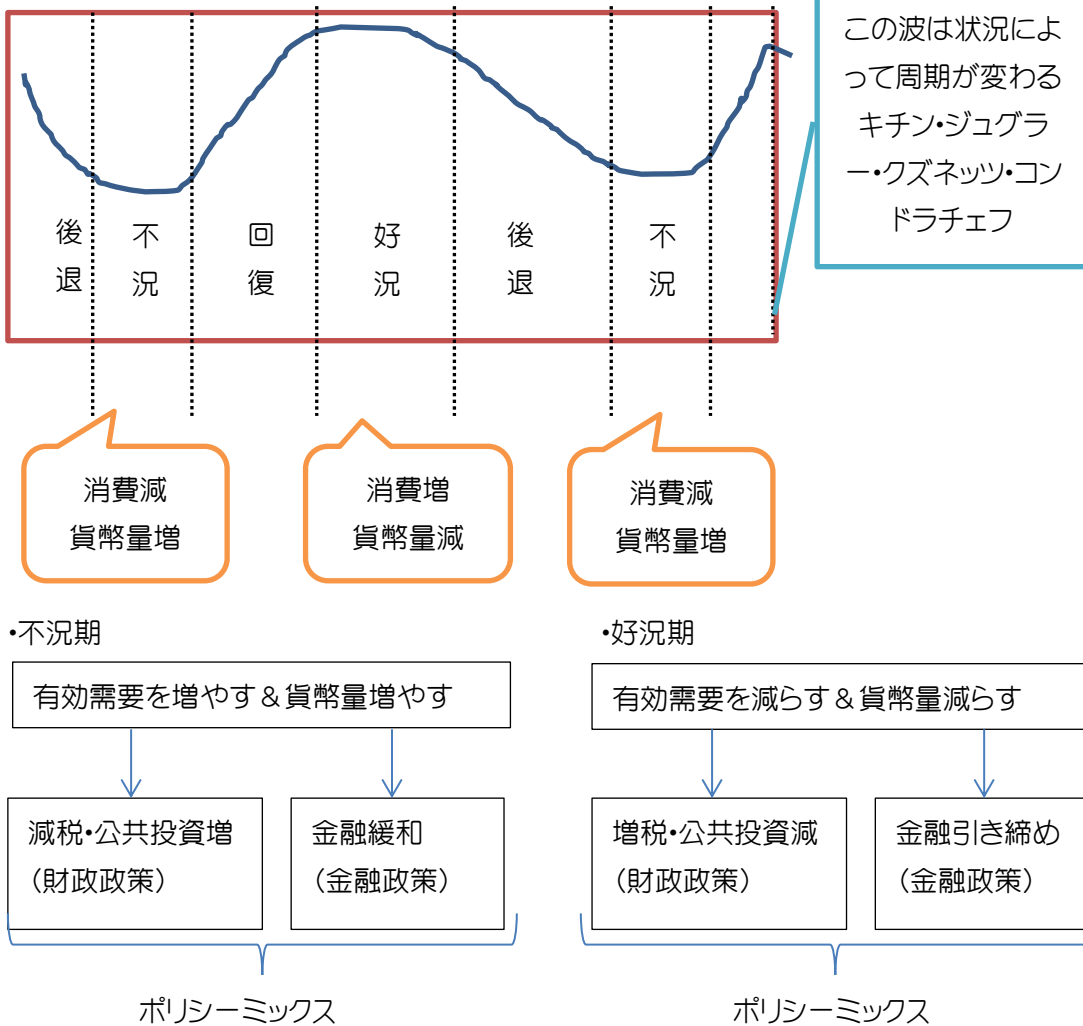
日銀の金融政策 → マネーストックの増減

@銀行の仕事…預金業務「私たちの銀行」、貸出業務「企業の銀行」、為替業務「中継地点」

●日本銀行(日銀)の仕事

- ①紙幣の印刷業務(発券銀行)
- ②租税・国庫金の管理等(政府の銀行)
- ③金融機関との取引(銀行の銀行)

●景気変動



●日銀金融政策

政策金利・準備率の上げ下げでマネーストックを増減させる。

「日銀金融政策3本柱」

①政策金利の操作 ②準備率操作 ③公開市場操作(オープン=マーケット=オペレーション)

銀行が手元にお金がないと困る。そこで、一部プールしておく。 →預金準備率=支払準備率

日銀と銀行間のお金の貸し借りの利率の上げ下げ →公定歩合操作

銀行と日銀間で有価証券を売買すること →公開市場操作

・従来のやり方

政策金利=公定歩合、預金準備率操作、公開市場操作



・現在のやり方

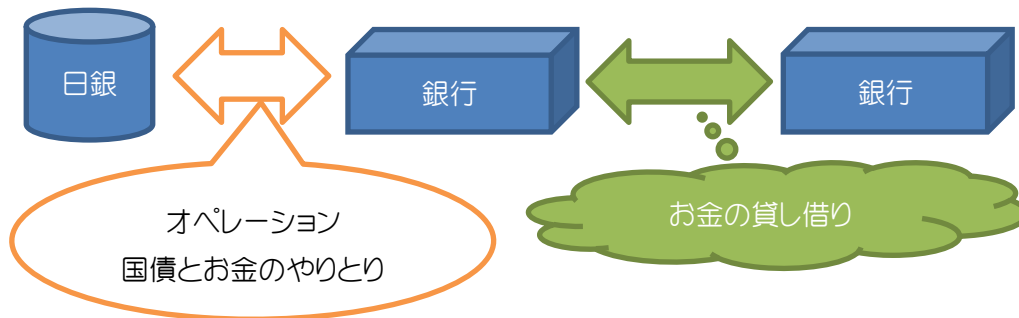
預金準備率 →動かさなくなった。

公定歩合(基準割引率および基準貸付利率) →市中の金利と連動しなくなった。

そこで、コールレートを政策金利に!

コールレートを上げ下げするために、公開市場操作

●コール市場と公開市場操作

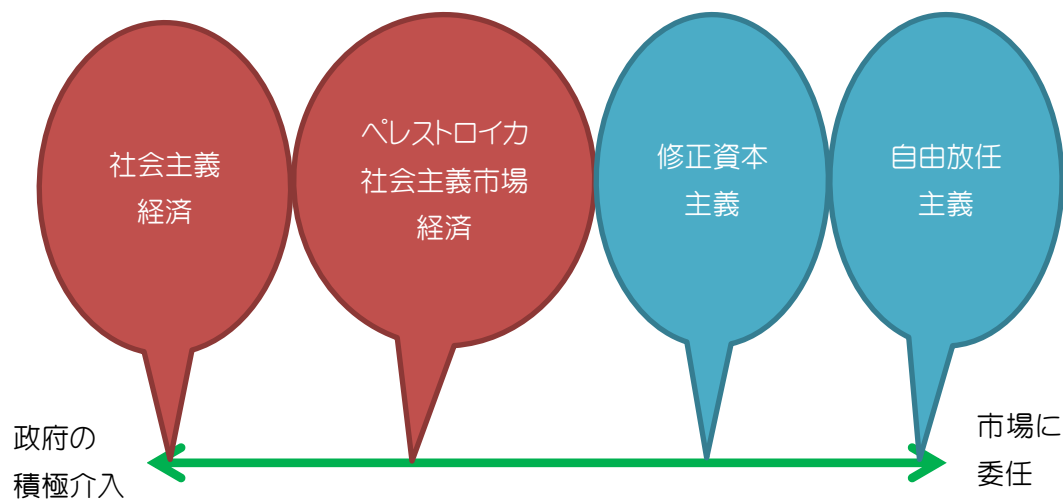


この時の利率がコールレート
お金の 需要 < 供給 →コールレート下落
需要 > 供給 →コールレート上昇

センターへのポイント

大きな枠組みは資本主義と社会主義

●資本主義 VS. 社会主義



資本主義…金やモノの私有を認め、利潤追求、競争、価格の変動がある。

社会主義…金やモノの公有をとり、統制経済をとる。

自由放任主義…アダム＝スミスが提唱。市場に委ねれば経済は自ずとバランスがとれる。

修正資本主義…ケインズが提唱。すべてを市場に任せると不況時にきつい。だから、有効需要(購買力を伴った需要)を増やすために、政府が代わりにお金を使うべきだ。

社会主義…マルクスが提唱。資本主義には限界が来る。その後、社会主義が台頭する。

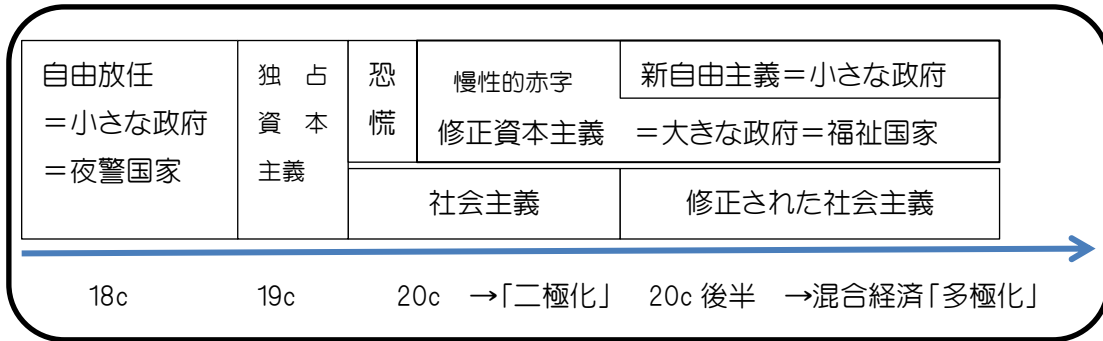
ペレストロイカ…ゴルバチョフ(当時ソ連書記長)が提唱。当時の冷戦構造と競争がない社会の影響が、ソ連をギリ貧にした。そこで、適度に市場の原理を導入しようとした。

社会主義市場経済(改革開放)…鄧小平(当時中国主席)が提唱。

一部私有を認め経済特区等を設定。2001年にWTOに加盟していることを押さえておきたい。

ドイモイ(刷新)政策…ヴェトナムで導入した政策。

●国家観の変容



●センターキーワードで経済学者をつかむ

学者名	キーワード
アダム=スミス	見えざる手、自由放任、市場、『国富論』
ケインズ	有効需要、公共事業、ニューディール、積極的、『雇用・利子および貨幣の一般理論』
マルサス	人口は幾何級数的、『人口論』
リカード	自由貿易、分業、比較生産費説、絶対優位、比較優位、特化
リスト	保護貿易
シュンペーター	イノベーション
フリードマン	マネタリズム、貨幣量、新自由主義、小さな政府
マルクス	社会主義、プロレタリア、計画、『資本論』
ゴルバチョフ	ペレストロイカ、市場経済導入、改革
鄧小平	社会主義市場経済、経済成長、改革・開放

§ 10.日本経済① ～復興からバブルまで～

センターへのポイント

日本経済は時系列で項目を追え

●戦後～現代の日本経済



1. 戦後 →アメリカが日本を立て直し(もう一度戦争をしないために)
⇒経済の民主化

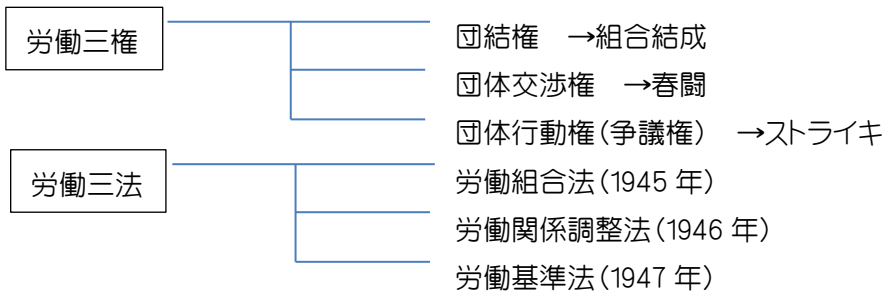


- ①資本:財閥に資本集中
→財閥解体。持株会社の設立禁止。
- ②土地:地主から土地を買い上げ小作農に分配
→農地改革。小作農を自作農に
- ③労働:労働者の民主化
→労働組合の結成。労働三法制定

* ①持株会社と株の持ち合いの違い

持株会社はコンツェルンの形態。持ち合いは別々の企業が各々の株を保有しあう。

* ③労働三権と労働三法の違い



公務員の争議行為は禁止されている。(自衛官・警察官などは労働三権の行使が全面禁止)

経済復興 →傾斜生産方式とドッジラインと特需景気

・傾斜生産方式 →産業にあてる資金の金額を意図的に変える。(石炭鉄鋼業を中心に)
→復金インフレ

・ドッジライン →復金インフレの解消。経済の安定化。 →安定恐慌

・特需景気 → 朝鮮戦争(1950年)の軍需産業により景気が良くなる。 → 神武景気とも
II. 高度経済成長期 → 所得倍増計画～第1次オイルショック(1973年)
⇒ 加工貿易・重厚長大 “もはや戦後ではない”

- ① 資本: 積極的な設備投資、重化学工業の発展
- ② 土地: 公害の深刻化
- ③ 労働: 『ジャパン=アズ=ナンバーワン』 日本的雇用慣行(年功序列給、終身雇用)

* ① 岩戸景気 → オリンピック景気 → いざなぎ景気(第二位の長さ)

東海道新幹線、首都高速道路などのインフラ整備が進んだ。

* ② 4大公害病(イタイイタイ病、水俣病、四日市ぜんそく、新潟水俣病)

→ 公害対策基本法(1967年) → 環境庁設置(1971年) → 環境基本法(1993年)

公害は外部不経済なので、企業は公害対策を負担せよ(外部不経済の内部化)「調和条項」

III. 「経済転換期」 → 第1次オイルショック～プラザ合意
⇒ 軽薄短小 “省エネ”

- ① 資本: インフレ+原油高による不況 → スタグフレーション(狂乱物価)
- ② 土地: 『日本列島改造論』
- ③ 労働: 産業構造の高度化(ペティ・クラークの法則)

IV. バブル期 → プラザ合意～バブル崩壊
⇒ 低金利政策・株取引の普及 ロンヤス、サッチャー

プラザ合意 → 高金利政策の影響によりドル高円安

→ アメリカ経済が立ち行かなくなったので、為替市場に米・英・仏・日・西独で
協調介入

→ ドル安円高(円高不況)

→ 日銀は超低金利政策を実施(需<供)

→ 「カネ余り」現象 → 設備投資から株式・土地の投機へ → 地価の高騰

① 資本: 「カネ余り」現象からバブルへ(インフレ)

② 土地: 投機対象。日本は土地がないため投機対象になりやすい。

③ 労働: 日本専売公社、日本電信電話公社、日本国有鉄道の民営化

1985年に女子差別撤廃条約(1979年採択)に批准したため、国内法整備として、男女雇用機会均等法(1985年成立)を制定。

センターへのポイント

バブル = モノの価値上昇

●失われた20年

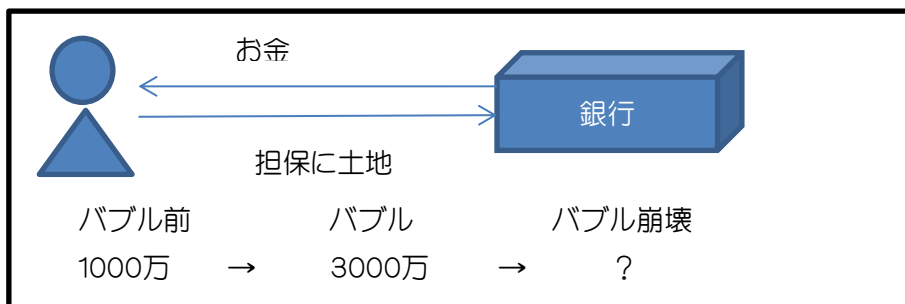
ーバブル崩壊ー

金融引き締め、総量規制

1989年消費税導入(3%でスタート)

バブル崩壊へ

・不良債権の出現



金融機関の破たん ⇒ 護送船団方式の解消

その後も時間を空けて破たんする金融機関多数。

株の持ち合い解消、日本的雇用慣行の崩壊、貸し渋り・貸しはがし

(解決策) 日本版金融ビッグバン (ノンバンクの増加)

金融機関の再編(金融持ち株会社)

ーゼロ金利政策と量的緩和政策ー

ゼロ金利 → 買いオペを行いコールレートをゼロに近づけ、マネーストックを増やす。

量的緩和 → 伝統的金融緩和で金利をもう下げられなくなったので、仕方なくお金の総量を増やす政策(非伝統的金融緩和)

ー「いざなぎ越え」から世界同時不況へー

量的緩和により不良債権の解消。そして、減税・公共投資をおこなうことで好況となった。ただし、バブル期に前川リポートで示された内需拡大路線ではなく、アメリカの外需に依存したものであった。また、M&A(合併・買収)の脅威から株主への配当を増額すること、国際競争力をつけるため内部留保を行っていた。そのため、賃金上昇が起きなかったので実感が伴わなかった。

(小泉政権)

人件費の削減のため、非正規雇用の拡大 →労働者派遣法の改正(製造業への派遣)

日本郵政公社の民営化 ⇒格差拡大(労働者の格差、地方の格差)

サブプライムローンから世界同時不況へ

(米国)

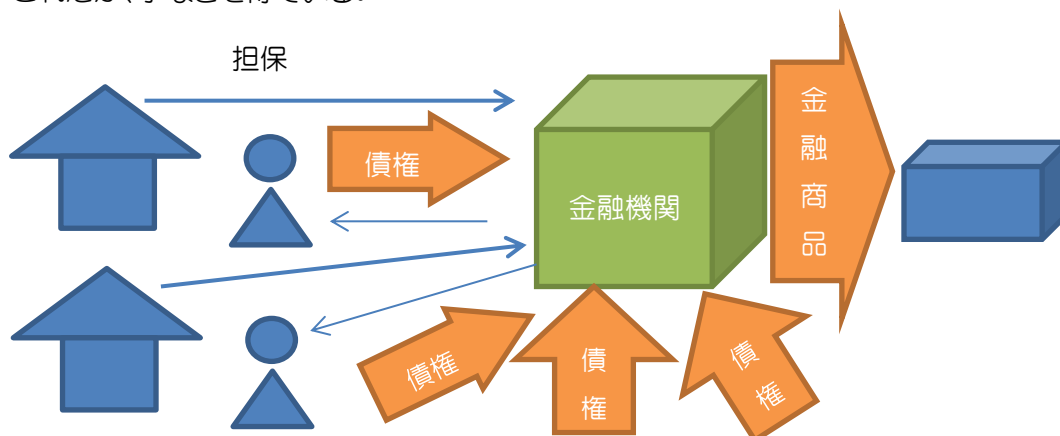
「カネ余り」が起きており、不動産市場に金が流れた。そして、アメリカの低所得者向けの住宅ローン(サブプライムローン)が登場した。普通はお金を返してくれなそうな人には貸さないのが原則である。そこで、お金を返してもらう権利(債権)を投資銀行に売買した。その後、投資銀行は複数の住宅債権を一つにまとめ、車のローンや社債などと組み合わせたものを金融商品として売り出した。これは、ハイリスク=ハイリターンなため、転売が繰り返され原型をとどめないものとなり、世界中へ金融商品が拡散した。住宅の価値が下がり始め、賃金も減少し返済できる人が減少してきた。とうとうバブルが崩壊した。世界中に広がっていたこともあり、世界同時株安となった。投資銀行であるリーマン=ブラザーズは証券を元手に何倍にもして運営をしていたが、株安や証券価格の下落により負債を抱え倒産した。

(日本)

「いざなぎ越え」はアメリカ経済に下支えされていたため、アメリカの不況により打撃を与えられた。そのこともあり、29年ぶりに貿易赤字となった。加えて、ドル安円高・株安となり輸出産業が不振になった。景気対策としては、定額給付金・エコカー減税・家電エコポイントを行った。当時は麻生政権であったが、政権交代により民主党政権となった。子ども手当に代表されるような消費主導の景気対策を行った。しかし、慢性的なデフレの影響もあってか消費は落ち込む一方であった。さらに追い打ちをかけるかのように、2011年には東日本大震災が発生し円高が加速した。

(ユーロ)

EUに加盟するには厳しい財務審査がある。ギリシャでは債務残高を虚偽申告しており、そのことが政権交代により判明した。ギリシャ国債が暴落し、ユーロへの不安が広がった。ギリシャを含めPIIGSと呼ばれる、財政が危ない国がある。一時は、欧州から世界に波及していくと心配されたが、事なきを得ている。



みんなが生活を送れるための社会保障

社会という言葉がついていると政府が関係している傾向にある。

社会保障…資本主義の進行により格差が生じる。そのため、セーフティーネットを政府が設ける
ドイツのビスマルク政権時に初めて出た考え

1929年世界恐慌後の格差是正のため広がった。

初めて「社会保障」という単語をつかったのは、1935年生活保障法(米)

←ニューディール政策のひとつ

1942年 イギリスの社会保障政策(ベバリッジ報告)“ゆりかごから墓場まで”

(日本の社会保障)

日本国憲法25条

1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

社会保障 4 項目

•社会保険

•社会福祉 …1973年‘福祉元年’

•公的扶助＝生活保護 (生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助)

•公衆衛生

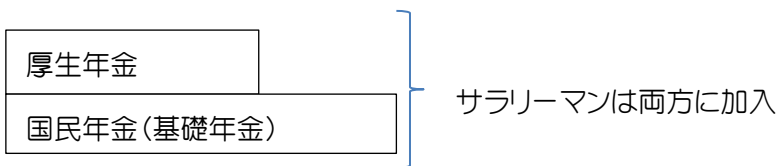
医療保険 ⇒国民健康保険、健康保険、船員保険、共済組合保険、後期高齢者医療制度

年金保険 ⇒国民年金、厚生年金、(共済年金) 「2階建て構造」

雇用保険

労働災害補償保険

介護保険



1961年～ 国民皆年金・国民皆保険 実施

1985年 基礎年金制度

1994年 支給開始年齢を65歳に

積立方式～修正積立方式～(実質的な賦課方式)

世代間の格差…胴上げ型→騎馬戦型→肩車型—高齢者を支える若者の負担の増大

●介護保険

1997年制定

40歳以上の国民から保険料徴収

市町村・特別区が運営

利用者の1割負担

要介護認定をされた年金加入者はその度合いに応じて介護サービスを受けられる。

介護業界の人手不足 →賃金の低さ

介護施設の不足 →入居待ち

老老介護

人数を増やすために、東南アジアなどの海外から働き手を募っている。

対人口の割合 7%—高齢化社会、14%—高齢社会、21%—超高齢社会

●社会保障と税の一体改革

1989年 消費税導入 →税率3%

(1994年 国民福祉税構想 →7%)

1997年 税率改定 →5%

2014年 税率改定 →8%

プライマリーバランスがマイナス。そして、高齢化に伴い産業年齢人口の減少により税収減。

→高齢者からも一律にとれる消費税を増税すべき(水平的公平)

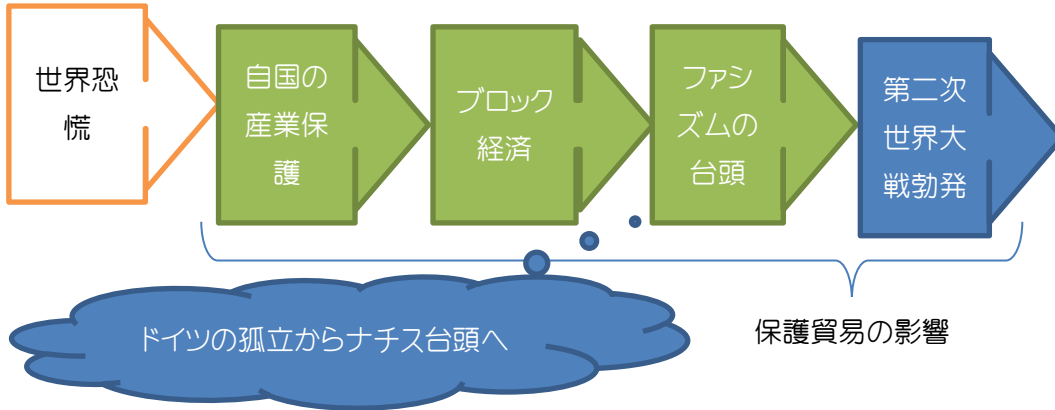
→水平的公平なため、より公共性のあるもの(社会保障)につかきましょう

社会保障の安定 × 財政健全化 = 社会保障と税の一体改革

センターへのポイント

比較生産費説を押さえよ

●二次大戦の反省



同じ過ちを繰り返さないために...

自由貿易と地域統合の流れ

- ① 国際通貨基金 (IMF)
 - ② 関税および貿易に関する一般協定 (GATT)
- IMF=GATT 体制

- ① EU
- ② ASEAN
- ③ NAFTA
- ④ MERCOSUR など

域内関税の撤廃を目指している

●GATT から WTO へ

GATT 三大原則

・FREE (自由) ・FAIR (無差別) ・GLOBAL (多角)

ケネディラウンド (1964 年-) <ダンピング防止> → 東京ラウンド (1973 年-) <非関税障壁> → ウルグアイラウンド (1986 年-) <農業・サービス・知的財産・紛争解決> → ドーハララウンド (2001 年-)

*ウルグアイラウンドで GATT から WTO (世界貿易機関) となった。

全体でまとまらない傾向になってきた...

FTA・EPA が重視されている。FTA と EPA の違いは EPA の方が大きい。

●比較生産費説

古典経済学派のリカードが提唱。

	車	ラジオ	
A 国	20 人	15 人	→全部で 2 単位分の生産
B 国	30 人	40 人	→全部で 2 単位分の生産

(計算方法)

	車	ラジオ	合計	
A 国	35/20 ≒1.8 単位	35/15 ≒2.3 単位	35 人	→全部で 2.3 単位の生産
B 国	70/30 ≒2.3 単位	70/40 ≒1.8 単位	40 人	→全部で 2.3 単位の生産

もともと両国ともに2単位しか生産できなかったが、国内の人数に対しての生産効率の良い(比較優位)産業にすべての人員を割く(特化する)と、2.3単位になる。増加分を自国で消費してもよし、貿易をしても良しとなり結果的にお得ですね。

このように互いの経済力が等しい国で同種の製品(この場合工業製品)を貿易することを水平的分業という。

●南北問題

WWII以前は帝国主義による植民地政策 →1960年代のアフリカに代表されるように戦後多くの国が独立

しかし...

その名残で先進国と発展途上国の経済格差が発生!(南北問題)

→途上国はとったもの(一次産品)の輸出に頼っている(モノカルチャー経済)

近年では...

アジア NIES や BRICS(ブラジル、露、印、中、南ア)、石油輸出国は発展している。アフリカなどの最貧国(後発発展途上国:LDC)との経済格差も出てきている。(「南南問題」)

(解決策)

一般特惠関税制度の導入(最恵国待遇の例外)、政府開発援助(ODA)の実施(対GDP比0.7%が目標)

センターへのポイント

円とドルは対極、赤字黒字はカネの流れ

フロー（ある期間のカネの流れをまとめたもの） → 国際収支・GDP など

● 国際収支

大きく分けると、経常収支・資本移転等収支・金融収支・誤差脱漏の4つに分けられる。

① 経常収支 - 3つに分けられる

i) 貿易・サービス収支…モノの流れ

ii) 第一次所得収支…海外保有の資産など海外からのお金

iii) 第二次所得収支…対価を伴わないカネ

② 資本移転等収支…対価を伴わないカネ

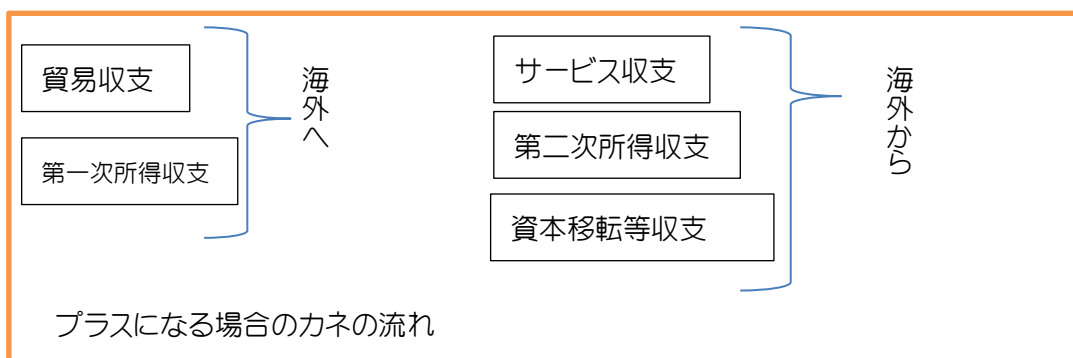
③ 金融収支 - 2つに分けられる

i) 投資収支…海外への投資

ii) 外貨準備…政府、日銀が準備している外貨の量

④ 誤差脱漏 - 0にするためのもの

$$\text{経常収支} + \text{資本移転等収支} - \text{金融収支} + \text{誤差脱漏} = 0$$



金融収支…対外投資 カネが海外へ=モノ(資産)が国内に → プラス (対内投資は別)

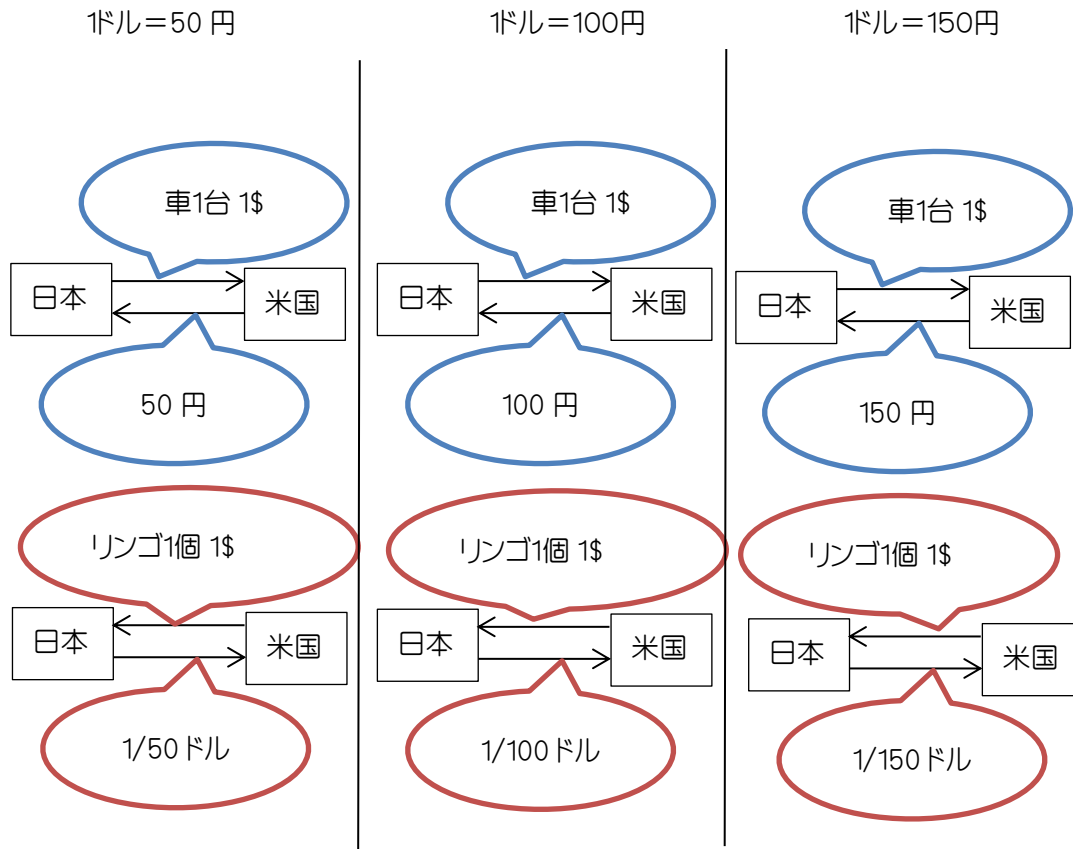
(現在)

円安による発電所の燃料高→貿易収支赤字、海外資本の収益増加→第一次所得収支黒字

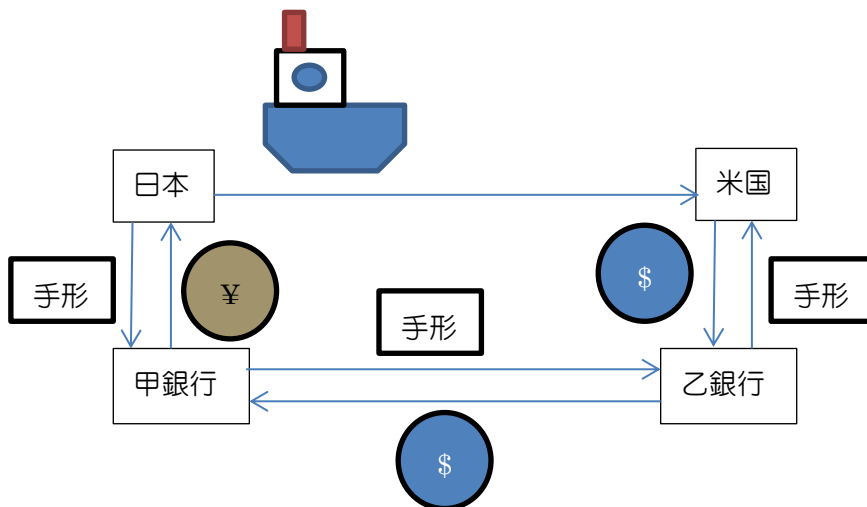
●円高って何？

円高 → 円の需要が他の貨幣の需要を上回ること → 円の価値が高くなる → 円が強い
⇒ 輸入産業の振興

円安 → 円の需要が他の貨幣の需要を下回ること → 円の価値が低くなる → 円が弱い
⇒ 輸出産業の振興

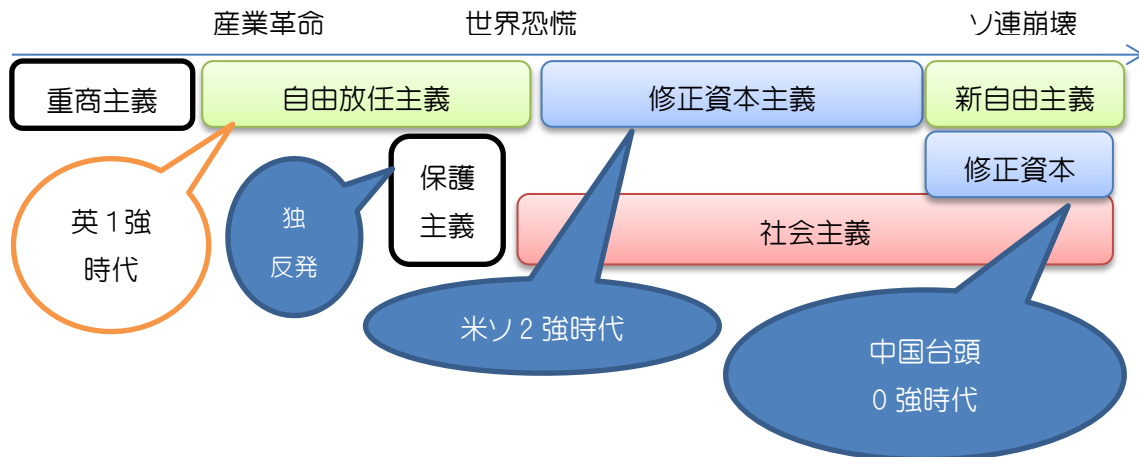


●外国為替の仕組み



センターへのポイント

ドルが世界を左右する



●ブレトン=ウッズ体制（1949年～1971年12月）

1944年にブレトン=ウッズ協定を締結した。IMFの設立とIBRDの設立につながった。

・国際復興銀行 (IBRD)

世界銀行とも呼ばれる。加盟国 (特に発展途上国) への融資を行う。

・国際通貨基金 (IMF)

世界金融の安定を目指す

→1ドル=360円 (当時は兌換紙幣⇄金本位制)

→1960年代:ベトナム戦争での軍事費が必要になり、通貨増産。フランスをはじめ、各方面からのドル不信。ドルを金に交換する動きが増加。

→1971年:アメリカの手持ちの金が不足したことにより、金とドルの交換を停止。

(ニクソン=ショック、ドル=ショック)

●スミソニアン体制（1971年12月～1976年）

ドル急落を受け、スミソニアン協定で1ドル=308円に固定

●キングストン体制（1976年～）

1973年:やっぱり無理だったので、変動相場に完全移行。

1976年にキングストン合意により追認

●二度の石油危機（1973年、1979年）

資源ナショナリズムの台頭により石油輸出国機構(OPEC)が設立された。そして、パレスチナ問題の悪化により、反アラブ国家への石油輸出制限。(第1次石油危機)翌1974年、日本は初めて実質GDPがマイナス成長になった。そして1975年、世界経済の不安から先進国(G6:日・米・英・仏・西独・伊)により先進国首脳会議(サミット)が開催された。サミットはもともと世界経済の問題を話す場であった。その後、イラン革命の影響で第2次石油危機が発生した。日本ではそれほど影響はなかった。

●新自由主義の登場 サッチャー・レーガン・中曽根

(英国) イギリスの original:自由主義

戦後、労働党の政策(“ゆりかごから墓場まで”)により高福祉の国家運営となった。しかし、慢性的な財政赤字とともに国民の労働意欲が低下した。これをイギリス病(英国病)という。ここで、保守党の「鉄の女」サッチャーが登場した。サッチャーはこうした路線から脱却するために、金融ビッグバン等の規制緩和政策を行った(サッチャリズム)。その甲斐もあってイギリス経済は目覚ましい復興をとげた。2013年に彼女が亡くなった際には、国葬級の扱いであった。

(米国)

第2次石油危機の影響から不況を脱せない状態であったアメリカ。1981年、共和党のレーガン大統領が就任すると彼の経済政策(レーガノミクス)により息を吹き返すことになる。積極的に規制緩和を行い、減税政策を実施した。また、マネーストックを増やし高金利政策をとった。しかし、彼のキャッチコピー“強いアメリカ”により規制緩和・減税による財政赤字の是正を帳消しにするどころか、赤字の規模を拡大させてしまった。また、減税による消費拡大、高金利政策によるドル高・輸入増加により貿易赤字が発生した。輸出産業である自動車・半導体産業の日米貿易摩擦が社会問題化した。財政赤字と貿易赤字は双子の赤字と呼ばれた。結果として、レーガノミクスは失敗に終わった。双子の赤字が深刻になったため、ドル高是正にむけて、1985年日・米・英・仏・西独が協調介入を行った。この会談が行われたホテルの名前からプラザ合意と呼ばれる。

(日本)

レーガンと仲が良かったのが、中曽根康弘である。プラザ合意の影響により円高不況となった。これを脱却するために、前川リポートを発表し外需依存経済から内需依存経済への転換を図った。そして、低金利政策をとったため、土地の価格が上がりバブルになった。また、三公社の民営化、特に国鉄民営化は多大な影響をもたらした。この路線は2000年代の小泉構造改革路線に引き継がれる。

●その後、重要語句を年別に

1989年消費税導入

→1991年牛肉・オレンジの自由化

→1993年コメのミニマム＝アクセス

→1997年消費増税

- 1999 年コメの関税化
- 2007 年郵政民営化
- 2008 年 G20 サミット

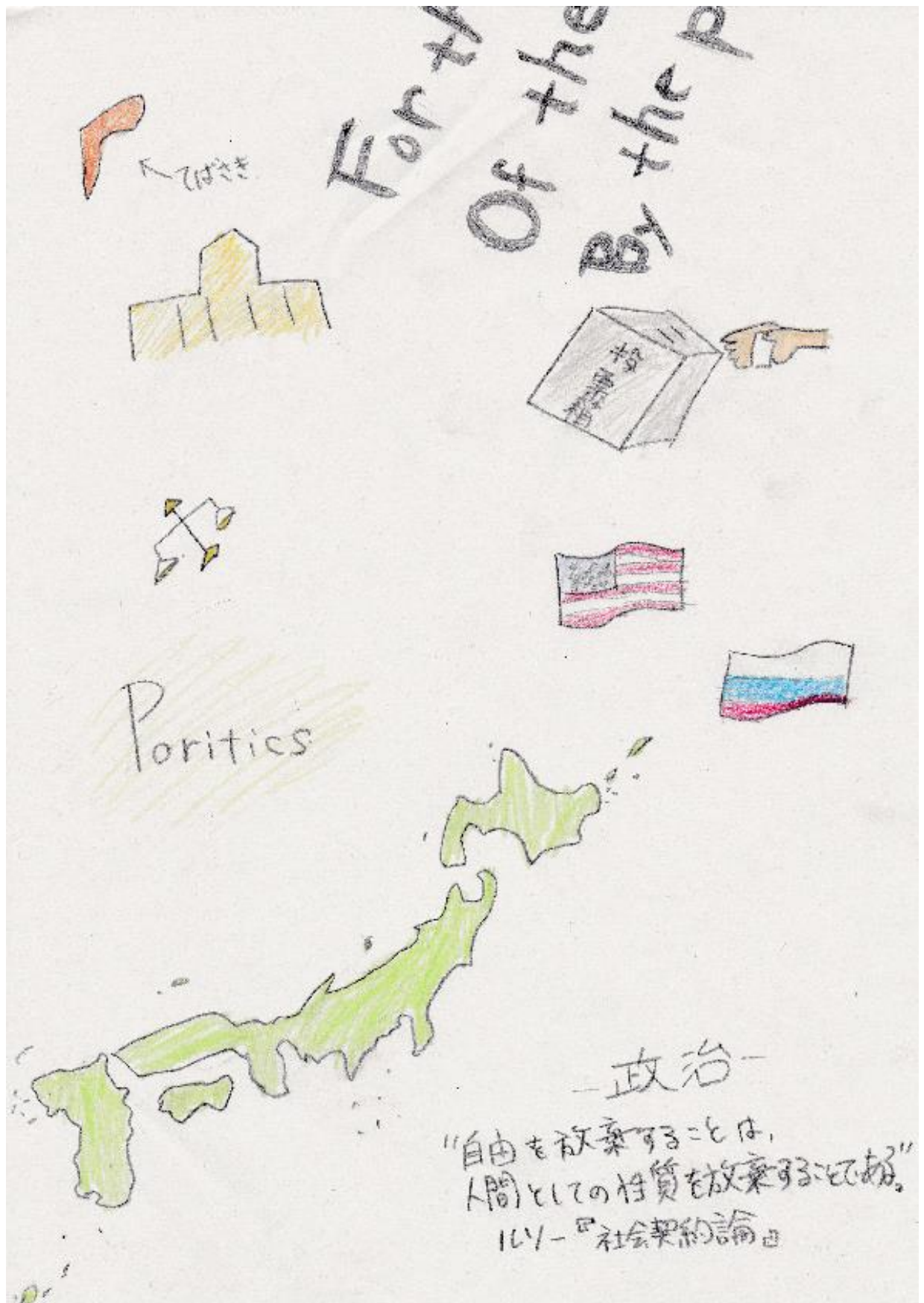
●2 つの民主党

(米国)

2008 年初のアフリカ系アメリカ人の大統領として、バラク=オバマが就任した。世界同時不況の時には経済政策の一つとして、グリーンニューディールをおこなった。これは環境対策への財政支出を行うことで経済を活性化させようとする手法である。民主党の政治家であるオバマは、日本の国民皆保険の様な制度を導入した(オバマケア)。

(日本)

2009 年日本でも、政権交代が生じた。高速道路の無料化、農家の戸別所得補償制度、子ども手当などの政策を掲げた。予算の削減を行うために、関係各所からのヒアリング(事業仕分け)を行った。また、当時食品偽装問題が問題化しており、消費者庁が設置された。原発問題が出てくると、火力発電に頼らざるを得なくなり貿易赤字に転落した。同時期に東南アジア、オセアニア、アメリカの経済連携協定である環太平洋経済連携協定(TPP)への加入検討、消費増税が検討され始めた。双方とも後日決定することになる。



§ 16.民主政治とは

センターへのポイント

人名とキーワードで押さえよ

民主政治…民衆による統治

- 直接民主制—みんなで決める
- 間接民主制—市民が代表を選び、その代表に国家を運営してもらう。議会制民主主義とも。

●王 VS.市民

王権神授説…ボシュエらによって唱えられた説。王の権力は神によって授けられたものなので、市民は従うべきであるという内容。もともと政教一致であったため、これを理論化した。

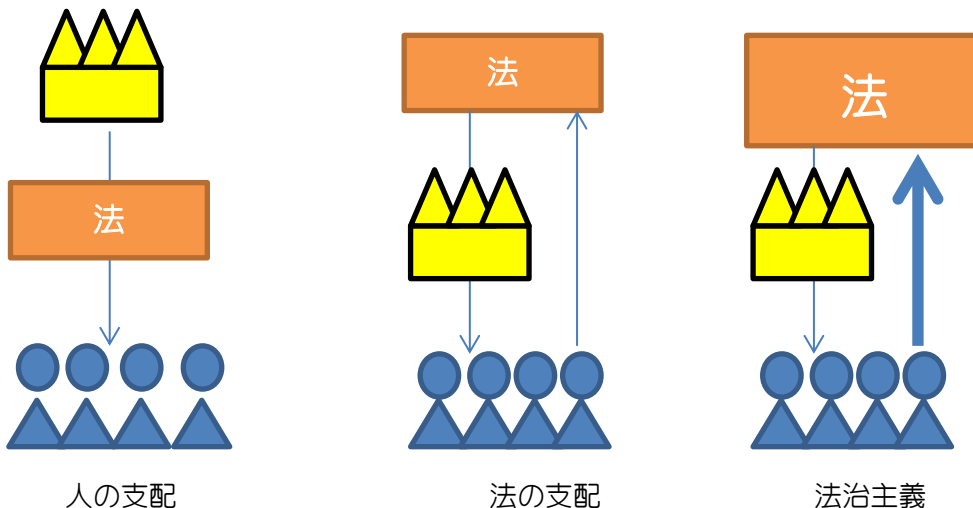
社会契約説…ルソーらによって唱えられた説。為政者(王)は市民との契約により政治を行っているので、自然権を守るためには市民は文句が言えるという説。啓蒙(enlightment)思想などがバックボーン。

17C—絶対王政(専制君主による統治) 「人の支配」「王様ゲーム状態」

→市民革命

→市民による議会での統治 「法の支配」

～人の支配 と 法の支配～



～社会契約説の台頭～

17C:『リヴァイヤサン』 by ホブズ

17C:『市民政府二論(統治二論)』 by ロック

18C:『社会契約論』 by ルソー

・キーワードで3人をとらえる

名前	キーワード
ホブズ	万人の万人に対する闘争、放棄、絶対王政を擁護
ロック	信託、抵抗権、財産権
ルソー	理性、一般意思、イギリス人が自由なのは選挙の時だけ

●議会政治の発達

1215年 マグナ=カルタ(大憲章):失地王であるジョン王に対してしびれを切らした貴族が強制的に結ばせたもの。法の支配のはじまり

その後、模範議会の登場

権利請願、権利章典などと併せてイギリス憲法を構成している。(common law)

(アメリカ独立革命)

1765年印紙法に対して、“代表者なくして課税なし”

1776年ヴァージニア権利章典、アメリカ独立宣言採択。

1789年フランス革命始まり(国民議会のはじまり)。1789年8月26日人権宣言採択。基本的人権を保障した。

●権力分立

一つの所に権力が集中してしまうと、社会の腐敗がおこる。腐敗を防ぐため、権力を分立させることが必要と考えた。→ロック・モンテスキュー

ロック:同盟権+執行権、立法権

モンテスキュー:立法権、行政権、司法権

モンテスキューはロックの権力分立の考え方を発展させ、三権分立を唱えた。三権にすることで抑制と均衡(チェック=アンド=バランス)の関係が保てる。アメリカは厳格な三権分立をとっている。

センターへのポイント

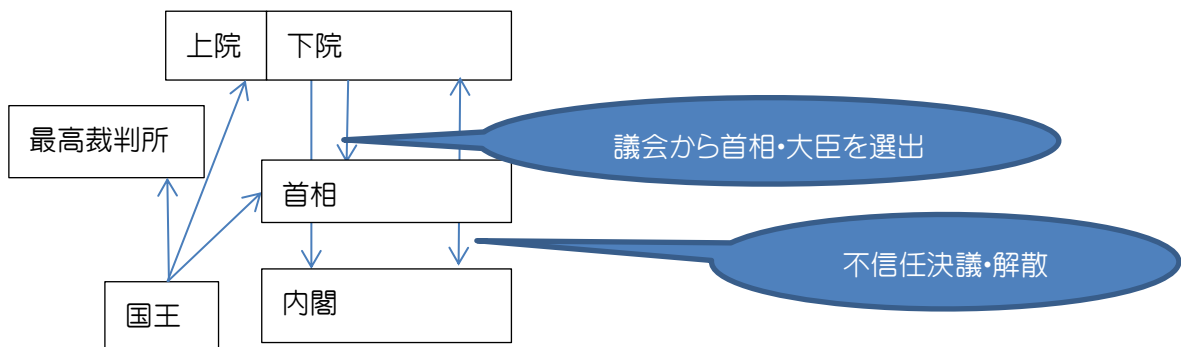
議院内閣制と大統領制の違い

立憲君主制—君主制の国家(王族がいる)で採用されるもの。あくまでも国家元首は君主。
大統領制—共和制国家(王がいない)で採用される。各国によって権力の大きさに違いあり。

議院内閣制—行政権が内閣であるということ。内閣のトップ(内閣総理大臣、首相)が国家元首から任命される。立法権の代表である議会から内閣を構成するため、連帯して責任が伴う。(例:イギリス、日本)

大統領制—行政権が大統領であるということ。国民からの選挙により決定する。(例:アメリカ)
半大統領制—議院内閣制と大統領制を半分こしたもの。首相に強い権限があるか、大統領に強い権限があるかはその国によって違う。(例:ドイツ、フランス、ロシア)

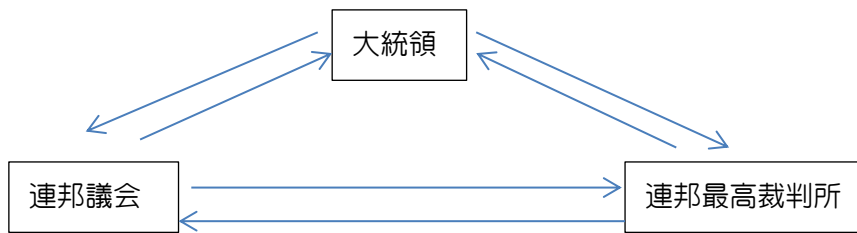
●イギリスの統治機構 と アメリカの統治機構



(イギリス)

議会は上院(貴族院)と下院(庶民院)からなる。上院議員は貴族の名誉職であり、下院議員が実動である。小選挙区で二大政党制である。しかし、二大政党と言っても他にも政党は存在する。二大政党の両方とも過半数を取らない状況も存在する。(ハング=パラメントという)そして2010年、第三の政党(自由民主党)が躍進し、初の連立政権となり、政権安定化のカギ(キャスティング=ボート)を握っている。

長らく、司法権は議会(上院)が持っていた。これは議会が議論を重ね、法案を可決した段階で憲法違反は起きていない(コモン=ローの観点から)と判断されるとしていたためである。しかし、三権分立の観点から2009年最高裁判所が設置された。



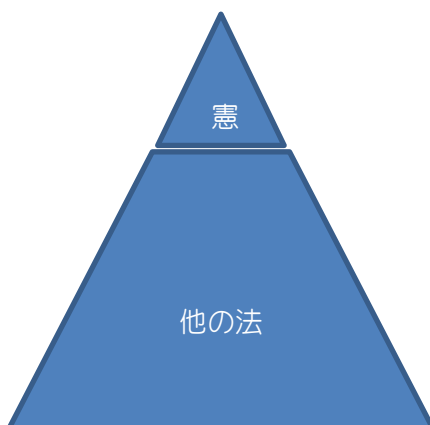
(アメリカ)

厳格な三権分立がとられている。大統領は議会から選出されておらず、国民から選ばれる。(ちなみに間接選挙)また、大統領は議会に参加できず、議会在が制定した法に従うことになる。そのため、大統領は拒否権を行使して審議を差し戻すことが可能である。

世界で初の成文憲法であるアメリカ合衆国憲法を作った国であるから、成文と照らし合わせて判断することが可能になった。(法令審査権)

●憲法

憲法を英語にすると、Constitution である。これは、骨格・骨組みという意味がある。その意味の通り国家の骨組みになるのが憲法である。法の支配の法の大元がこの憲法である。あらゆる法律は憲法に準拠していなければいけない。(国家の基礎法)



この憲法に国家の性質、つまり統治機構についての事項が記述してある。そのため統治機構と憲法は密接な関係がある。そして、法の支配の観点から憲法に即した行動が政府には求められる。(立憲主義) 憲法が権力者を縛っているともいえる。

センターへのポイント

衆議院と参議院を色分けせよ

～日本の制度～

議院内閣制で、国会（立法権）・内閣（行政権）・裁判所（司法権）の三権分立である。国会は任期6年の参議院と任期4年の衆議院の二院制。内閣は1府12省庁。裁判所は三審制をとっている。

●選挙

・選挙の原則

普通（1945年男女普通選挙）、秘密、直接（制度上首相を選ぶことはできない）、平等（現在？）

女子普通選挙が初めて実施されたのはニュージーランド

日本では1925年男子普通選挙、1945年男女普通選挙実施

無記名投票で記入スペースは個別に区切られている。

国会議員を選挙にて選出。首相は議院内閣制の都合上国民が選ぶことは不可能。首相公選制を検討するべきとの意見もある。しかし、成功例はない（かつてイスラエルが行っていたが、結局止めてしまった）。

一票の格差：当選人数対人口比が不釣り合いなこと。都会の人口が多いにも関わらず、その選挙区の当選数と過疎の田舎の選挙区の当選人数が等しいと一票の価値が変わってしまう。衆議院では4倍、参議院では6倍以上の格差が生じると違憲判決が出ている。ただし、今まで違憲・選挙無効とした最高裁判決は無い。

選挙権は、満20歳以上の男女。被選挙権は、衆議院が満25歳以上の男女・参議院が満30歳以上の男女である。

・選挙方式

連記制…一人が当選人数分の候補者の名前を書き投票する。

単記制…一人が当選させたい候補者を一人選び投票する。

大選挙区…1選挙区から複数人当選者を出す方式。死票が少ない一方で、選挙資金がかかり小

党乱立する傾向にある。

小選挙区制…1 選挙区から 1 名の当選者を出す方式。二大政党制になりやすいが、死票が多くなってしまう。

比例代表制…上記二つは人に票を入れていたのに対し、比例代表制は政党に票を入れる方式。その政党の得票数に比例して当選人数が決まる。予め用意した名簿の順位に則して当選者を決める拘束名簿式と非拘束名簿方式に分けられる。死票がほぼゼロにでき、少数政党の意見も拾い上げることが可能。しかし、小党乱立を招き政局不安定になってしまう。

現在日本の選挙制度は、公職選挙法の改正により、1994 年から小選挙区比例代表並立制
また、同改正により連座制が拡大した。(細川護熙政権)

小選挙区と比例代表で重複立候補ができるのは衆議院だけである。

衆議院選挙では全国を 11 ブロックに分けた比例代表選挙、295 の小選挙区制。参議院選挙では、全国の得票数(候補者名+政党名)で決める比例代表選挙、都道府県を1つの選挙区で行う。

2013 年から「ネット選挙」が解禁になった。これは、インターネットで投票ができるという制度ではなく、選挙期間中にもブログ等での情報発信を行うことが許されたということである。電子投票は地方自治体選挙レベルでは導入されたことあり。しかし、導入資金がかかるためあまり普及しない。なお、従来通り候補者の戸別訪問は禁止されている。

近年投票率が低下していることが問題となっている。これを解決するために、従来面倒であった不在者投票とは別に、期日前投票(きじつぜんとうひょう)が実施されるようになった。

センターへのポイント

衆議院と参議院を色分けせよ

●国会

立法権をつかさどる機関

議員全員が集まり議決をとることが全てではない！

→委員会制度(アメリカ風) 例:予算委員会

国会は毎日やっているわけではない！

→やっている期間(会期)が存在する。

→通常国会(常会)、特別国会(特別会)、臨時国会(臨時会)、参議院の緊急集会

(二院制)

なぜ二つなの？

→参議院は衆議院のはたらきをチェックする仕事がある。(良識の府)

しかし...最近では「ねじれ国会」続出で議論がスムーズにいかないことも…

さらに、衆議院の優越があるため、参議院の機能がボンヤリしている。(参議院は衆議院のカーボンコピー)

⇒**予算先議権**、**内閣不信任・信任案**、法律・予算案の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名、弾劾裁判

※**赤字**は衆議院の優越

衆参で議決が異なった場合→両院協議会開くか否か、再可決の有無を比較して覚える

	両院協議会	再可決
法律案	△(どちらでもよい)	○(衆議院 出席 議員の 2/3 以上で可決)
予算案	○	×(衆議院の議決を国会の議決)
条約の承認	○	×(衆議院の議決を国会の議決)
内閣総理大臣の指名	○	×(衆議院の議決を国会の議決)
憲法改正	×	×(衆参両方の 総 議員の 2/3 以上で発議)

(憲法改正手順)

両院で総議員の 2/3 以上の賛成で発議→国民投票により賛成が過半数→天皇が国民の名で公布

・国民投票

長らく憲法に記されていた「国民投票」というものが具体的にはなっていなかった。

2007 年第1次安倍晋三内閣で国民投票法を成立させる。

2014 年第2次安倍晋三内閣で改正 (2018 年に投票年齢を 18 歳に引き下げなど)

・天皇

天皇の国事行為のうちの一つ

天皇は日本国の象徴。日本国統一の象徴。

●内閣

行政権を行使する機関

議院内閣制により連帯して責任を負っている。

内閣がおかしいと...

①国会が内閣に対して不信任案を提出する。「お前ら不甲斐ないから辞めろ！！」

→内閣総辞職

②①に続いて→衆議院の解散を決定する。「こんな議員を選んだ選挙が悪い！！やり直す！」

(69 条解散)

③何か出来事があり、内閣の裁量によって解散を行う。(7条解散)

⇒解散・総選挙後、30 日以内に特別会を招集して、内閣総辞職を行い、新しく内閣総理大臣の指名を行う。

内閣の仕事

条約の締結、外交、予算作成、臨時国会の召集の決定、最高裁判所長官の指名・その他の裁判官の任命、天皇の国事行為の助言と承認(7 条)など

明治憲法(大日本帝国憲法)下では内閣総理大臣は同輩中の首席であり、優越した権限はなかった。しかし、行政権のトップとなった現代では内閣総理大臣は特別な権限を有している。

⇒法律・法令への署名(総理の署名が無いと無効)、閣議の主宰、自衛隊の最高指揮権など

・行政の肥大化

内閣立法>議員立法…本来行政権の機関である内閣が立法している法案の数の方が多い。

委任立法の増加…大枠の法律のみ国会で決め、詳細な点は省令などで決める。

官僚の権限が大きい

⇒行政国家化(過干渉、行政権が行き過ぎる)福祉国家が行き過ぎた結果。

行政改革 →行政委員会の設置など

行政委員会の例:人事院、国家公安委員会、公正取引委員会など

独立させることで政治的中立性を保つ。

≠独立行政法人(アウトソーシング化)

センターへのポイント

司法は第三者

●民事と刑事

裁判には民事裁判と刑事裁判がある。

民事→個人と個人・法人・政府

刑事→個人・法人・国などと法(犯罪か否か)

●三審制

間違った判決が下らないようにじっくり審議するために最大三回裁判をやり直すことが可能。

第一審から第二審 →控訴 (例:地方裁判所→高等裁判所)

第二審から第三審 →上告 (例:高等裁判所→最高裁判所)

ただし、最高裁判所が上告するほどの内容ではないと判断すると棄却される。

●原則と禁止事項

第 76 条 2 項 →特別裁判所の禁止、行政機関の終審禁止

第 82 条 →対審の公開原則

●司法権の独立

①司法の独立 →大津事件

他にも...規則決定権など

②裁判官の独立 →平賀書簡事件(憲法 76 条 3 項)

他にも...身分の保障(給料・罷免)など

●司法制度改革 「司法を身近に！」

・検察審査会の権限強化(2009 年)

・裁判員制度(2009 年) & 公判前整理手続(2006 年)

・被害者参加制度(2008 年)

・知財高裁の設置(2005 年)

・法科大学院の設置(2004 年)

などなど

§ 21. 地方自治

センターへのポイント

地方と国は別

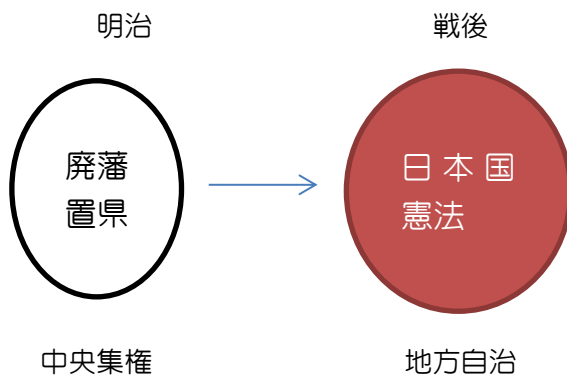
ブライス:「地方自治は民主主義の学校」…民主政治を身近に感じる。

●中央集権と地方自治

中央集権:あらゆる権限を政府に集めること

地方自治:地方が自ら治めること。

●地方自治の変遷



●地方自治の種類

・住民自治 →住んでいる人が自ら政治を行う。

・団体自治 →独立して、その場所に即した自治を！

●地方政治

地方政治は議院内閣制と大統領制の制度のいいとこ取り

議会から首長へ →不信任決議(議院内閣制)

首長から議会へ →解散権(議院内閣制)、拒否権(大統領制)

議会も首長も直接選挙！！

●住民自治

直接請求権

(POINT)何分の1か、誰に要求するか、その後どうするか(そのまま、議会、住民投票)

その後の対応が大事なものは、大多数の賛成が必要

請求する内容	提出後の対応	受理に必要な署名人数	要求先
条例の制定 & 改廃	議会で審議	50分の1	首長
事務の執行の監査	監査	50分の1	監査委員
議会の解散	住民投票後、解散*1	3分の1	選挙管理委員会
議員の解職	住民投票後、解職*1	3分の1	選挙管理委員会
首長の解職	住民投票後、解職	3分の1	選挙管理委員会
その他諸々の解職	議会で審議後解職*2	3分の1	首長

*1 過半数の賛成が必要

*2 3分の2以上の出席の場で4分の3以上の賛成が必要

辞めさせる系は3分の1以上

●地方分権と課題

「地方分権」＝「地域主権」＝「地方創生」

自分たちで手に入れたお金(自主財源)が少ない。

→国からの国庫支出金・地方交付税・地方債で賅う。

これでは良くない！！

・地方分権一括法

×機関委任事務

◎自治事務・・・地方が独自で行うもの。

◎法定受託事務・・・本当は国がやるはずのもの。

・三位一体の改革

3つでひとつという意味

①税源移譲(所得税から住民税へ)

②国庫支出金などの補助金削減

③地方税交付金の削減

・道州制

・過疎過密による地域格差

§ 22. 基本的人権①

センターへのポイント

自由権 vs. 社会権

●人権思想の発達

- 1215年 マグナ=カルタ
- 1776年 ヴァージニア権利章典、アメリカ独立宣言
- 1789年 フランス人権宣言…18世紀的権利
- 1830年頃 チャーチスト運動…19世紀的権利
- 1919年 ワイマール憲法…20世紀的権利
- 1948年 世界人権宣言
- 1948年 ジェノサイド条約
- 1965年 人種差別撤廃条約
- 1966年 国際人権規約(法的拘束力あり)*1
- 1979年 女子差別撤廃条約
- 1985年 男女雇用機会均等法
- 1989年 子どもの権利条約

*1 A 規約(社会権)と B 規約(自由権)からなる。日本は A 規約の一部と選択議定書を留保。

●日本での基本的人権

•明治憲法下

「法律の留保」による制約があった。

•日本国憲法下

侵すことのできない永久の権利

「人権のカタログ」

1945年以降変更されていないので、「新しい人権」の記載なし。

→憲法第13条を根拠とすることもあり。

●18、19世紀的権利

•参政権

民主政治の根幹

直接、秘密、平等、普通

•自由権

①精神的自由

i) 思想・良心の自由

三菱樹脂訴訟…違憲でない。

私人間効力

ii) 信教の自由(政教分離)

愛媛玉ぐし料訴訟…違憲

津地鎮祭訴訟…違憲でない。

iii) 表現の自由

報道の自由→外務省公電漏洩事件(西山事件)

検閲の禁止(事前差し止めも含め)→家永教科書訴訟

出版の自由→チャタレイ事件

iv) 学問の自由

大学の自治の意味もある。

②人身の自由

遡及処罰の禁止と二重処罰の禁止 →罪刑法定主義

刑事補償

拘束からの自由→令状主義

冤罪

③経済的自由

職業選択の自由

財産の自由

センターへのポイント

自由権 vs. 社会権

● 20 世紀的権利

・社会権

i) 生存権

プログラム規定説→朝日訴訟 & 堀木訴訟

ii) 教育を受ける権利

iii) 勤労の権利

労働基本権

*公務員は制限あり

● その他の人権

・平等権

法の下での平等→尊属殺重罰規定

・請求権

● 新しい人権

時代の錯誤により出てきた新たな人権 (幸福追求権から派生)

・プライバシー権

「宴のあと」事件

個人情報保護法

(忘れられる権利)

・知る権利

情報公開

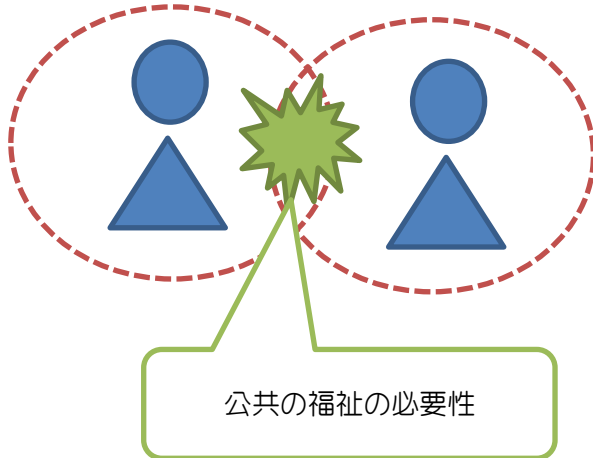
・平和的生存権

長沼ナイキ基地訴訟→統治行為論

・環境権

など

●公共の福祉とは



●権利 VS. 義務

国民の義務は 3 つ

- 教育
- 勤労
- 納税

国と国は対等

●主権

主権には 3 つの意味

- ①国家権力
- ②独立性
- ③決定権

国際社会における主権は基本的に②

内政不干涉の原則

1648 年ウェストファリア条約から主権国家体制に

「国際法の父」グロティウス…『戦争と平和の法』(1625)

日本は 1952 年にサンフランシスコ講和条約が発効されて、主権が回復する。

●国際法

国家間の法律

・国内法 VS.国際法

国内法の場合…

国によって内容が異なる。

国際法の場合…

内容を統一。

・分類

慣習国際法…不文法

条約…成文法、国家間の合意(国と国は対等)

●連盟から連合へ

・勢力均衡方式と集団安全保障

勢力均衡…「派閥争い」→安全へ

集団安全保障…「みんな仲良く」

大戦の反省から国際機関の設立(集団安全保障へシフト)

WW I → 国際連盟

WW II → 国際連合

国際連盟の問題点...①大国の不参加②経済制裁のみ③全会一致

United Nations を日本語にすると...?

● 国際連合①

国際連合のトップ...事務総長

国際連合の最高機関...総会(1国1票)

安全保障の決定機関...安全保障理事会 → 次回

司法機関...国際司法裁判所(ICJ)

経済社会理事会...経済、社会などの様々な専門機関

信託統治理事会...現在活動していない

• 総会

国は対等なので、1国1票。

分担金はアメリカが多く納めているのに、一票。→アメリカは国連軽視

• 国際司法裁判所

国際紛争の解決の場

国と国は対等→双方の合意があり始めて裁判開始

これが、問題になることも...

例) 竹島問題

国際刑事裁判所との違い...個人を裁く

• 経済社会理事会

専門機関

世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国際復興開発銀行(IBRD)

総会の下に設置されている機関と区別せよ

国連難民高等弁務官(UNHCR)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連環境計画(UNEP)

(例外) 国連食糧農業計画(FAO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)

安全保障理事会の内容整理

●国連機関

世界貿易機関(WTO)

国際原子力機関(IAEA)

●非政府組織(Non-Governmental Organization)

国際赤十字、アムネスティ・インターナショナル、国境なき医師団

●安全保障

・人間の安全保障

NGO などが貧困・難民・医療・環境保全のようなものを支援することで、人間の生存や尊厳を守ろうとする動き

国家の安全保障との対比

・安全保障理事会

安全保障分野に関して話し合う場。

常任理事国(アメリカ、イギリス、中国*1、フランス、ロシア)と非常任理事国の計 15 か国からなる

*1 1971年から中華人民共和国に

表決方法…多数決制

すべての常任理事国を含む過半数で可決

つまり、常任理事国には「拒否権」が存在！！

→「五大国一致の原則」

・「平和のための結集」決議

冷戦時には常任理事国の足並みそろわず

適切な措置がとりづらい

→総会の多数決により軍事的措置を勧告できる。

・軍事的強制措置(7章)

7章によると加盟各国から構成される国連軍を組織することが可能である。
しかし、今まで一度も結成されたことはない。

「国連軍」…1945年朝鮮戦争時に作られたもの。中身はアメリカ軍中心なので国連軍ではない
「多国籍軍」…湾岸戦争時につくられたもの。これもアメリカ主導。

・集団的自衛権

第三国から同盟国が攻撃された場合、自国が攻撃されていなくても、第三国に反撃できること。
国連で認められた正当な権利。長年日本では、集団的自衛権を持っているが、放棄しているという解釈であった。2014年解釈改憲により、集団的自衛権も行使できるという解釈になった。

●「6章半の活動」

国連平和維持活動(Peace Keeping Operations)

6章…平和的解決

7章…軍事的強制措置(がっつり)

軽めのやつ→PKO

戦力引き離し、選挙監視、停戦監視など

平和維持軍(PKF)

日本のPKO

湾岸戦争時に日本は「金だけだして、汗を流さない国だ。」と批判を浴びる。

→国際貢献論

1992年 アンゴラ派遣

1992年 「PKO協力法」成立。これに伴い自衛隊の派遣が可能に

1992年 カンボジア派遣

2011年 南スーダン

2013年 ゴラン高原の派遣打ち切り

(非PKO)

イラク派遣

インド洋派遣

ソマリア派遣

など

センターへのポイント

いつでも、対立軸あり

●「鉄のカーテン」

チャーチル(英)は「バルチック海のステッチンからアドリア海のトリエステまで、1つの鉄のカーテンがヨーロッパ大陸を横切って降ろされている。」と演説した。

●東西の引き込み作戦

西		東
トルーマン=ドクトリン(1947)	政治	コミンフォルム(1947)
マーシャルプラン(1947)	経済	コメコン(1949)
北大西洋条約機構(NATO)(1949)	軍事	ワルシャワ条約機構(1955)

●朝鮮戦争

直接戦火を交える戦争→「熱い戦争」

直接戦火を交えない戦争→冷戦

⇒代理戦争が活発に(核戦争がおきないように)

1950年から1953年...朝鮮戦争

大韓民国(西側)と朝鮮民主主義人民共和国(東側)に分かれ戦う。

1953年休戦に(まだ戦争は終結しておらず)

●多極化

冷戦構造は東西の二極化から多極化へ進行する

①アジア&アフリカの台頭

1960年は「アフリカの年」

②フランスのNATO軍撤退

ドゴール主義

●キューバ危機

キューバに東側のミサイル基地を作ることに...

→アメリカ猛反発

→ホットラインの設置

→デタント(緊張緩和)

●ベトナム戦争

東西の代理戦争

ベトナム民主共和国(東側)とベトナム共和国(西側)の戦い

●民主化運動と新冷戦

・チェコ

「プラハの春」→人の顔をした社会主義

・ポーランド

自主管理労働組合「連帯」の台頭

・ソ連のアフガン侵攻

●「ペレストロイカ」と冷戦終結

ゴルバチョフが「改革(ペレストロイカ)」を行う。

グラスノスチ、新思考外交も同時におさえよう

父ブッシュとゴルバチョフがマルタ会談(1989)。冷戦終結。

●東西対立から民族対立へ

冷戦終結→東西対立解消

1991年ソ連崩壊

民族対立からくる民族紛争へ

・旧ユーゴスラヴィア

・ルワンダ内戦

・南スーダン

§ 27.政治史①

センターへのポイント

あんまり出ないところは時系列に整理

●日本の憲法の歴史

1868年 明治時代始

1889年 明治憲法発布

1945年 終戦

1946年2月13日 マッカーサー草案

1946年11月3日 日本国憲法公布

1947年5月3日 日本国憲法施行

憲法の比較

明治	内容	新憲法
伊藤博文など	作成担当	GHQ
天皇	主権	国民
欽定憲法	憲法	民定憲法
×	地方自治	○
統治権の総攬者、神聖不可侵	天皇	日本国の象徴、日本国民統合の象徴
陸海空軍の統帥権は天皇	武力	平和主義、(自衛隊は実力であるが)自衛隊の最高指揮権は首相
男子普通選挙(貴族院は非公選)	選挙	男女普通選挙
法律の留保、「臣民」の権利	人権	侵すことのできない永久の権利

●安全保障の歴史

1945年 ポツダム宣言受諾

1950年 朝鮮戦争開戦、警察予備隊設置

1951年 サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約の締結

1952年 警察予備隊から警備隊・保安隊へ

1954年 自衛隊の発足

1958年 百里基地訴訟

1959年 砂川訴訟

1968年 小笠原諸島返還

1970年 新日米安保条約

1971年 非核三原則
1972年 沖縄返還
1973年 長沼ナイキ基地訴訟
1991年 湾岸戦争
1992年 PKO 協力法
1999年 ガイドライン関連法
2007年 防衛省発足

自衛隊に関する政府見解 自衛のための戦争もだめ→自衛のための自衛隊は違憲でない→
集団的自衛権はだめ→集団的自衛権は OK

統治行為論→砂川訴訟、百里訴訟、長沼訴訟(ただし1審では違憲判決)

●政党 & 政治制度の歴史

1950年 公職選挙法
1955年 自由党と日本民主党の保守合同。日本社会党の結党。55年体制の始まり
1976年 ロッキード事件
1982年 参議院議員選挙が全国区から比例代表制へ
1989年 リクルート事件
1990年 川崎市にオンブズマン制度導入
1993年 55年体制の崩壊。細川護熙非自民・非共産内閣の発足
1994年 衆議院議員選挙が中選挙区制度から小選挙区比例代表並立制へ
政治資金規正法改正、政党助成金の導入
1994年 自社さ政権の発足
1999年 政府委員の廃止、情報公開法の制定
2001年 副大臣 & 大臣政務官の導入、中央省庁の再編
2003年 期日前投票の開始
2006年 在外者投票が比例代表選挙のみなのは違憲である
2009年 民社国政権→「政権交代」
2012年 自公政権の復活
2013年 ネット選挙解禁

センターへのポイント

民主化・軍縮系は近年出題済み

●民族紛争

・旧ユーゴスラヴィア

大統領ティトの死去＋冷戦終結

民族がバラバラに

(セルビアメインになる)

①スロベニア

②クロアチア

③マケドニア

④ボスニア・ヘルツェゴビナ

⑤モンテネグロ

⑥コソボ

・パレスチナ

ユダヤ人 VS.パレスチナ人(ユダヤ教 VS.イスラーム)

ユダヤ人＝ユダヤ教を信仰している人

もともとユダヤ人が一緒の場所に居た。

→ユダヤ教の独特さが怪しまれ、離散させられる。

→ドイツ、ロシア、アメリカなど様々な場所にユダヤ人(特にアメリカは金融部門で活躍)

→シオニズムの台頭

→WW I 時のイギリスの三枚舌外交(ユダヤ・パレスチナ双方に同じ場所の土地を与えてしまう)

→イスラエル建国

→4 度の中東戦争

→湾岸戦争

→現在に至る

ヨルダン川西岸地区: イスラエルによる空爆発生。

ガザ地区:分離壁の設置。

ゴラン高原:シリアとイスラエルが争う。自衛隊の PKO 派遣が終了

●民主化

•中国

天安門事件→弾圧(国際世論の反発)

「二つの中国」→台湾での選挙

•ミャンマー

長年、軍事政権(開発独裁)であった。そこで、アウンサンスーチー氏を中心に民主化運動が行われる。しかし、彼女は自宅軟禁に処される。近年では、軍事政権側が急速な民主化を図り、アウンサンスーチー氏は軟禁を解除された。

•「アラブの春」

2010年、長年独裁国家であったチュニジアは反政府デモにより政権が倒れた。これを「ジャスミン革命」という。チュニジアをはじめ多くのアフリカ諸国は独裁国家の場合が多く、各地に飛び火していった。エジプトやリビアでも政権が倒れ、シリアでは内戦が続いている状況である。こうした民主化運動を欧米などの先進国は歓迎した。しかし、その後のアフリカは混迷を極め、一概に評価できない状態である。

●軍縮と核兵器の歴史

•冷戦前後の軍縮

(冷戦中)

SALT...核兵器を制限

INF 全廃条約...中距離ミサイルを全廃

(冷戦後)

START...核兵器を削減

•核兵器

大量破壊兵器...生物兵器、化学兵器、核兵器、放射能兵器

核抑止論→5 大国だけが核兵器保有だった。しかし、印パ、北朝鮮、イスラエルなどが核保有？

1954年 第五福竜丸事件

→第1回原水爆禁止世界大会(日本発)

1955年 ラッセル=アインシュタイン宣言

→1957年 パグウォッシュ会議

①部分的核実験停止条約...大気圏、宇宙、水中での核実験禁止。地下実験はOK。

②核拡散防止条約...核がこれ以上(米英仏露中)広がらないようにする。

③包括的核実験禁止条約...あらゆる場所での核実験の全面禁止。臨界前実験はOK。

④非核地帯条約...南半球の地域は核兵器の保有等が禁止されている。

<索引> (資料)2005年から2015年の大学入試センター試験の問題内容をもとに作成。

2005年から2015年までの10年分の本試で問われたものを赤字で表記(この期間の問題を肢別に分析)。特に'12~'15に問われたものを太字で表記。

ただし、「問われた」といっても単純に用語が問われたものだけではなく、選択肢を切ったり選んだりするうえで必要な用語・知識も含まれている。また多少、連想ワードも色がついている。

1	E
18世紀的権利, 46	EPA, 27
19世紀的権利, 46	EU, 23, 26
1府12省庁, 38	
2	F
20世紀的権利, 46, 48	FAO, 51
	FTA, 27
4	G
4大公害病, 21	G20サミット, 32
	G6, 31
5	GATT, 26
55年体制, 57	GDP, 10, 28
	GNH, 10
6	GNI, 10, 11
69条解散, 41	GNP, 10, 11
7	I
7条解散, 41	IAEA, 52
	IBRD, 30, 51
A	ICJ, 51
ASEAN, 26	ILO, 51
	IMF, 26,30
B	INF全廃条約, 59
BRICS, 27	
C	M
common law, 35	M&A, 22
	MERCOSUR, 26

NAFTA, 26
NATO, 54
NNP, 10, 11

N

アダム=スミス, 18, 19
新しい人権, 46, 48
「アフリカの年」, 54
アムネスティ・インターナショナル, 52
アメリカ合衆国憲法, 37
アメリカ独立革命, 35
アメリカ独立宣言, 35, 46
「アラブの春」, 59
安全保障理事会, 51, 52
安定恐慌, 20

O

ODA, 27
OPEC, 31

P

PIIGS, 23
PKF, 53
PKO, 53
PKO 協力法, 53, 57

S

SALT, 59
START, 59

T

TPP, 32

U

UNCTAD, 51
UNEP, 51
UNESCO, 51
UNHCR, 51

W

WHO, 51
WTO, 26, 52

あ

アウンサンスーチー, 59
朝日訴訟, 48
アジアNIES, 27

い

委員会制度, 40
家永教科書訴訟, 47
イギリス人が自由なのは選挙の時だけ, 35
イギリス病, 31
いざなぎ景気, 21
「いざなぎ越え」, 22, 23
イスラエル, 38, 58
イタイイタイ病, 21
一次産品, 27
一般意思, 35
一般会計, 12
一般特恵関税制度, 27
一票の格差, 38
委任立法, 41
イノベーション, 19
イラン革命, 31
医療扶助, 24
医療保険, 24
岩戸景気, 21
インフレーション, 8

う

ヴァージニア権利章典, 35, 46
ヴェトナム戦争, 55

う

ウェストファリア条約, 50
失われた20年, 22
「宴のあと」事件, 48
ウルグアイラウンド, 26

え

英国病, 31
エコカー減税, 23
エジプト, 59
愛媛玉ぐし料訴訟, 47
冤罪, 47
円高, 29
円高不況, 21, 31
円安, 29

お

王権神授説, 34
大津事件, 43
オープン=マーケット=オペレーション, 17
小笠原諸島, 56
侵すことのできない永久の権利, 46, 56
沖縄返還, 57
オバマ, 32
オバマケア, 32
オリンピック景気, 21
オンブズマン制度, 57

か

買いオペ, 22
改革開放, 18, 19
外貨準備増減, 28
外交, 41
外国為替, 29

介護扶助, 24
介護保険, 24, 25
解釈改憲, 53
外需依存経済, 31
ガイドライン関連法, 57
外部不経済, 21
外部不経済の内部化, 21
外務省公電漏洩事件, 47
下院, 36
価格, 8
価格の下方硬直性, 7
核拡散防止条約, 59
閣議, 41
核兵器, 59
学問の自由, 47
核抑止論, 59
加工貿易, 21
ガザ地区, 58
貸し渋り, 22
貸出業務, 16
貸しはがし, 22
寡占, 6
寡占市場, 6
過疎過密, 45
肩車型, 25
価値尺度, 8
価値貯蔵機能, 8
家電エコポイント, 23
「カネ余り」, 21, 23
株式会社, 14
株主, 15
株主総会, 15
株の持ち合い, 20, 22
貨幣の機能, 8
カルテル, 7
為替, 28

為替業務, 16
環境基本法, 21
環境権, 48
環境庁, 21
慣習国際法, 50
関税および貿易に関する一般協定, 26
間接金融, 14
間接税, 12
間接選挙, 37
間接民主制, 34
環太平洋経済連携協定, 32
管理価格, 7
官僚, 42

き

議院内閣制, 36, 38, 41, 44
議員立法, 41
議会制民主主義, 34
幾何級数的, 19
機関委任事務, 45
期日前投票, 39, 57
基準割引率および基準貸付利率, 17
規制緩和, 31
貴族院, 36
規則決定権, 43
基礎年金, 25
北大西洋条約機構, 54
騎馬戦型, 25
基本的人権, 35, 46
逆進性, 12
キャスティング=ボート, 36
牛肉・オレンジの自由化, 31
キューバ危機, 54
旧ユーゴスラヴィア, 55, 58
教育扶助, 24
教育を受ける権利, 48

供給, 4
共済組合保険, 24
共済年金, 24
行政委員会, 42
行政改革, 42
行政権, 36, 41
行政国家化, 42
協調介入, 31
狂乱物価, 21
共和制, 36
共和党, 31
拒否権, 37, 52
ギリシャ, 23
キングストン合意, 30
キングストン体制, 30
銀行, 15, 16, 17
銀行の銀行, 16
欽定憲法, 56
金本位制, 30
金融, 14, 16
金融収支, 28
金融商品, 23
金融ビッグバン, 31
金融持ち株会社, 22
勤労の権利, 48

く

グラスノスチ, 55
グリーンニューディール, 32
グロティウス, 50
軍事的強制措置, 53
軍縮, 59

け

経済社会理事会, 51
経済的自由, 47

警察予備隊, 56
刑事裁判, 43
刑事補償, 47
傾斜生産方式, 20
經常収支, 28
軽薄短小, 21
警備隊, 56
啓蒙思想, 34
ケインズ, 18, 19
ケネディラウンド, 26
検閲, 47
現金通貨, 8
健康保険, 24
検察審査会, 43
原水爆禁止世界大会, 59
減税, 31
建設国債, 12
憲法, 37
憲法25条, 24
憲法改正, 40
権利章典, 35
権利請願, 35
権力分立, 35

こ

小泉構造改革路線, 31
小泉政権, 22
公害, 21
公開市場操作, 17
公害対策基本法, 21
交換手段, 8
後期高齢者医療制度, 24
好況, 16
公共財, 12
公共の福祉, 49
高金利政策, 21, 31

公債金, 12
合資会社, 14
公衆衛生, 24
公職選挙法, 39, 57
公正取引委員会, 7, 42
厚生年金, 24
控訴, 43
拘束名簿式, 39
公定歩合, 17
公的扶助, 24
合同会社, 14
高度経済成長期, 21
後発発展途上国, 27
公判前整理手続, 43
幸福追求権, 48
公務員の争議行為, 20
合名会社, 14
高齢化, 25
高齢化社会, 25
高齢社会, 25
コール市場, 17
コールレート, 17, 22
国際競争力, 22
国際刑事裁判所, 51
国際原子力機関, 52
国際貢献論, 53
国際司法裁判所, 51
国際収支, 28
国際人権規約, 46
国際赤十字, 52
国際通貨基金, 26, 30
国際復興開発銀行, 51
国際復興銀行, 30
国際法, 50
国際連合, 51
国際連盟, 51

国際労働機関, 51
国事行為, 41
国税, 12
国鉄民営化, 31
国富, 10
『国富論』, 19
国民皆年金, 25
国民皆保険, 25
国民健康保険, 24
国民所得, 10
国民投票, 40, 41
国民投票法, 41
国民年金, 24
国民の義務, 49
国民福祉税構想, 25
国連環境計画, 51
国連教育科学文化機関, 51
「国連軍」, 53
国連食糧農業計画, 51
国連難民高等弁務官, 51
国連平和維持活動, 53
国連貿易開発会議, 51
誤差脱漏, 28
個人情報保護法, 48
護送船団方式, 22
五大国一致の原則, 52
国会, 40
国家公安委員会, 42
国家の基礎法, 37
国境なき医師団, 52
国庫支出金, 45
古典経済学派, 27
子ども手当, 23, 32
子どもの権利条約, 46
戸別所得補償制度, 32
戸別訪問, 39

コミンフォルム, 54
コメコン, 54
コメの関税化, 32
コモン=ロー, 36
『雇用・利子および貨幣の一般理論』, 19
雇用保険, 24
ゴラン高原, 58
ゴルバチョフ, 18, 19, 55
コンツェルン, 7, 20

さ

在外者投票, 57
最恵国待遇, 27
罪刑法定主義, 47
債権, 23
最高裁判所, 36
最高裁判所長官, 41
歳出, 12
財政, 12
財政赤字, 31
財政健全化, 25
財政投融资, 13
歳入, 12
裁判員制度, 43
裁判官の独立, 43
最貧国, 27
サッチャー, 21, 31
サッチャリズム, 31
サブプライム=ローン, 23
サミット, 31
参議院, 38, 39, 40
参議院議員選挙, 57
参議院の緊急集会, 40
産業構造の高度化, 21
産業年齢人口, 25
三権分立, 35, 36, 37, 38

三公社の民営化, 31

三審制, 38, 43

参政権, 46

サンフランシスコ講和条約, 50, 56

三位一体の改革, 45

三面等価の原則, 11

し

自衛隊, 41, 53, 56, 57

ジェノサイド条約, 46

シオニズム, 58

事業仕分け, 32

資源ナショナリズム, 31

自己資本, 14

自主管理労働組合「連帯」, 55

自主財源, 45

市場の失敗, 6

私人間効力, 47

自然権, 34

思想・良心の自由, 47

自治事務, 45

支払手段, 8

支払準備率, 17

死票, 38, 39

司法制度改革, 43

司法の独立, 43

資本移転等収支, 28

資本主義, 18

『資本論』, 19

『市民政府二論』, 35

社会契約説, 34

『社会契約論』, 35

社会権, 48

社会主義, 18, 19

社会主義市場経済, 18, 19

社会福祉, 24

社会保障, 24, 25

社会保障と税の一体改革, 25

「ジャスミン革命」, 59

『ジャパン=アズ=ナンバーワン』, 21

重化学工業, 21

衆議院, 38, 39

衆議院議員選挙, 57

衆議院のカーボンコピー, 40

衆議院の優越, 40

自由権, 47

重厚長大, 21

終身雇用, 21

修正資本主義, 18

修正積立方式, 25

住宅扶助, 24

集団安全保障, 50

集団的自衛権, 53, 57

自由党, 57

自由貿易, 19, 26

自由放任, 19

自由放任主義, 18

住民自治, 44, 45

自由民主党, 36

住民税, 45

需給曲線, 4

主権, 50

主権国家体制, 50

首相, 36

首相公選制, 38

酒税, 12

出産扶助, 24

出版の自由, 47

首都高速道路, 21

需要, 4

準備率操作, 17

シュンペーター, 19

上院, 36
“省工ネ”, 21
上告, 43
小選挙区, 36, 39
小選挙区制, 39
小選挙区比例代表並立制, 39, 57
常任理事国, 52
消費者庁, 32
消費税, 12, 25, 31
消費税増税, 12, 31, 32
情報公開, 48
情報公開法, 57
条約, 50
条約の承認, 40
条約の締結, 41
省令, 41
条例, 45
女子差別撤廃条約, 21, 46
所得収支黒字, 28
所得税, 12, 45
所得の捕捉率, 12
所得倍増計画, 21
所得分配の不平等, 6
庶民院, 36
所有と経営の分離, 15
シリア, 58
知る権利, 48
信教の自由, 47
人権宣言, 35
『人口論』, 19
人事院, 42
新思考外交, 55
新自由主義, 19, 31
人種差別撤廃条約, 46
人身の自由, 47
神聖不可侵, 56

信託, 35
信託統治理事会, 51
新日米安保条約, 56
「臣民」, 56
神武景気, 21
信用創造, 15

す

垂直的公平, 12
水平的公平, 12, 25
水平的分業, 27
スタグフレーション, 9, 21
ストック, 10
砂川訴訟, 56, 57
スミソニアン協定, 30
スミソニアン体制, 30

せ

生活扶助, 24
生活保護, 24
生活保障法(米), 24
請求権, 48
政教一致, 34
生業扶助, 24
政教分離, 47
税源移譲, 45
「政権交代」, 57
政策金利, 17
政治資金規正法, 57
精神的自由, 47
生存権, 48
政党助成金, 57
政府委員, 57
政府開発援助, 27
政府の銀行, 16
成文憲法, 37

勢力均衡方式, 50
セーフティネット, 24
世界恐慌, 24
世界銀行, 30
世界人権宣言, 46
世界同時株安, 23
世界同時不況, 23
世界貿易機関, 26, 52
世界保健機関, 51
石油輸出国, 27
石油輸出国機構, 31
絶対王政, 34
絶対優位, 19
ゼロ金利政策, 22
船員保険, 24
選挙, 38
選挙権, 38
全国区, 57
先進国, 27
先進国首脳会議, 31
『戦争と平和の法』, 50

そ

総会, 51
葬祭扶助, 24
相続税, 12
遡及処罰, 47
ソ連崩壊, 55
尊属殺重罰規定, 48

た

第1次オイルショック, 21
第1次石油危機, 31
第2次石油危機, 31
第一次所得収支, 28
大憲章, 35

第五福竜丸事件, 59
大臣政務官, 57
対審の公開, 43
大選挙区, 38
大統領, 36, 37
大統領制, 36, 44
第二次所得収支, 28
大日本帝国憲法, 41
代表者なくして課税なし, 35
代理戦争, 54, 55
大量破壊兵器, 59
台湾, 59
兌換紙幣, 30
多極化, 54
多国籍軍, 53
他人資本, 14
弾劾裁判, 40
単記制, 38
男子普通選挙, 56
男女雇用機会均等法, 21, 46
男女普通選挙, 38, 56
団体自治, 44
ダンピング, 26

ち

地域統合, 26
小さな政府, 19
チェック=アンド=バランス, 35
知財高裁, 43
知的財産, 26
地方交付税, 45
地方債, 45
地方自治, 44
『地方自治は民主主義の学校』, 44
地方税, 12
地方税交付金, 45

地方分権, 45
地方分権一括法, 45
チャーチスト運動, 46
チャタレイ事件, 47
中央集権, 44
中距離ミサイル, 59
中選挙区, 57
中東戦争, 58
チュニジア, 59
超高齢社会, 25
朝鮮戦争, 21, 54, 56
超低金利政策, 21
重複立候補, 39
「調和条項」, 21
直接金融, 14
直接税, 12
直接請求権, 45
直接民主制, 34

つ

通貨残高, 15
通常国会, 40
津地鎮祭訴訟, 47
積立方式, 25
“強いアメリカ”, 31

て

定額給付金, 23
低金利政策, 21, 31
抵抗権, 35
テイトー, 58
デタント, 54
「鉄の女」, 31
鉄のカーテン, 54
デフレーション, 8
デフレスパイラル, 9

天安門事件, 59
電子投票, 39
伝統的金融緩和, 22
天皇, 41

と

ドイモイ(刷新)政策, 19
胴上げ型, 25
東海道新幹線, 21
東京ラウンド, 26
投資銀行, 23
投資収支, 28
道州制, 45
鄧小平, 18, 19
統帥権, 56
統治機構, 37
統治権の総攬者, 56
統治行為論, 48, 57
『統治二論』, 35
同輩中の首席, 41
投票率, 39
ドーハラウンド, 26
特需景気, 20, 21
独占禁止法, 7
特別会, 41
特別会計, 12
特別国会, 40
特別裁判所, 43
独立行政法人, 42
特例国債(赤字国債), 13
ドッジライン, 20
トラスト, 7
ドル=ショック, 30
トルーマン=ドクトリン, 54
ドル高是正, 31

な

内閣, 36, 41
内閣総辞職, 41
内閣総理大臣, 36, 41
内閣総理大臣の指名, 40
内閣不信任・信任案, 40
内閣立法, 41
内需依存経済, 31
内政不干渉の原則, 50
中曽根康弘, 31
長沼ナイキ基地訴訟, 48, 57
「南南問題」, 27
南北問題, 27

に

新潟水俣病, 21
二院制, 40
ニクソン=ショック, 30
西山事件, 47
二重処罰, 47
二大政党制, 36, 39
日銀金融政策, 17
日米安全保障条約, 56
日米貿易摩擦, 31
日本銀行, 16
日本国憲法, 46, 56
日本国有鉄道, 21
日本社会党, 57
日本専売公社, 21
日本の雇用慣行, 21, 22
日本電信電話公社, 21
日本版金融ビッグバン, 22
日本民主党, 57
日本郵政公社, 23
『日本列島改造論』, 21
ニューディール, 19, 24

人間の安全保障, 52

ね

「ねじれ国会」, 40
「ネット選挙」, 39, 57
年金保険, 24
年功序列給, 21

の

ノンバンク, 22

は

ハイパーインフレ, 9
パグウォッシュ会議, 59
発券銀行, 16
発展途上国, 27
バブル, 21, 23, 31
バブル崩壊, 21
バラク=オバマ, 32
パレスチナ, 58
パレスチナ問題, 31
ハング=パーラメント, 36
半大統領制, 36
万人の万人に対する闘争, 35

ひ

被害者参加制度, 43
非価格競争, 7
非核三原則, 57
比較生産費説, 19, 27
非核地帯条約, 59
比較優位, 19, 27
東日本大震災, 23
非関税障壁, 26
非拘束名簿方式, 39
非常任理事国, 52

ビスマルク, 24
非正規雇用, 22
非政府組織, 52
非伝統的金融緩和, 22
人の支配, 34
百里基地訴訟, 56
百里訴訟, 57
表現の自由, 47
平等権, 48
平賀書簡事件, 43
ビルト=イン=スタビライザー, 13
比例代表, 39
比例代表制, 39, 57

ふ

フィスカル=ポリシー, 13
賦課方式, 25
不況, 16
復金インフレ, 20
‘福祉元年’, 24
福祉国家, 42
副大臣, 57
負債, 23
不在者投票, 39
双子の赤字, 31
物価, 8
ブッシュ, 55
部分的核実験停止条約, 59
ブライス, 44
プライバシー権, 48
プライマリー=バランス(基礎的財政収支), 13, 25
プラザ合意, 21, 31
「プラハの春」, 55
フランス革命, 35
フランス人権宣言, 46
フリードマン, 19

不良債権, 22
ブレトン=ウッズ協定, 30
ブレトン=ウッズ体制, 30
フロー, 10, 28
プログラム規定説, 48
分離壁, 58

へ

平和維持軍, 53
平和主義, 56
平和的生存権, 48
「平和のための結集」決議, 52
ペティ・クラークの法則, 21
ペハリッジ報告, 24
ペレストロイカ, 18, 19, 55

ほ

保安隊, 56
防衛省, 57
貿易・サービス収支, 28
貿易赤字, 23, 31, 32
貿易収支赤字, 28
法科大学院, 43
包括的核実験禁止条約, 59
法人税, 12
法治主義, 34
法定受託事務, 45
報道の自由, 47
法の支配, 34, 35, 37
法の下の平等, 48
法律・予算案の議決, 40
「法律の留保」, 46, 56
法令審査権, 37
保護貿易, 19
ボシュエ, 34
保守合同, 57

保守党, 31
細川護熙, 57
細川護熙政権, 39
ポツダム宣言, 56
ホットライン, 54
ホップズ, 35
堀木訴訟, 48

ま

マーシャルプラン, 54
前川リポート, 31
マグナ=カルタ, 35, 46
マッカーサー草案, 56
マネー=サプライ, 15
マネー=ストック, 15, 17, 22, 31
マネタリズム, 19
マルクス, 18, 19
マルサス, 19
マルタ会談, 55

み

見えざる手, 19
三菱樹脂訴訟, 47
水俣病, 21
南スーダン, 55
ミニマム=アクセス, 31
民事裁判, 43
民主政治, 34, 46
民主党, 32
民主党政権, 23
民定憲法, 56

む

無限責任, 14

め

明治憲法, 41, 46, 56
メガバンク, 7

も

持株会社, 7, 20
モノカルチャー経済, 27
“もはや戦後ではない”, 21
模範議会, 35
モンテスキュー, 35

ゆ

有限会社, 14
有限責任, 14
有効需要, 18, 19
郵政民営化, 32
ユーロ, 23
“ゆりかごから墓場まで”, 24, 31

よ

要介護認定, 25
預金業務, 16
預金準備率, 17
預金準備率操作, 17
預金通貨, 8
抑制と均衡, 35
予算, 12
予算先議権, 40
四日市ぜんそく, 21
ヨルダン川西岸地区, 58

ら

ラッセル=アインシュタイン宣言, 59

り

リーマン=ブラザーズ, 23

『リヴァイアサン』, 35

リカード, 19, 27

リクルート事件, 57

リスト, 19

立憲君主制, 36

立憲主義, 37

立法権, 38, 40

リビア, 59

リフレーション, 9

良識の府, 40

量的緩和, 22

臨時国会, 40, 41

る

累進課税, 12

ルソー, 34, 35

ルワンダ内戦, 55

れ

令状主義, 47

冷戦, 18, 54, 59

レーガノミクス, 31

レーガン, 31

連記制, 38

連座制, 39

ろ

労働基本権, 48

労働災害補償保険, 24

労働三権, 20

労働三法, 20

労働者派遣法, 22

労働党, 31

ロッキード事件, 57

ロツク, 35

ロンヤス, 21

わ

ワイマール憲法, 46

ワルシャワ条約機構, 54

湾岸戦争, 53, 57, 58

◎おわりに

みなさんはどんな音楽が好きですか？どんな服装が好みですか？どんなお笑い芸人が好きですか？みなさんの年頃だと何かしらの「流行」に敏感になっている方も多いと思います。実は政経は「流行」なのです。政経という科目は学生時代にはあまり重要さに気付かない科目なのかもしれません。しかし、毎日のように世界を取り巻く環境は刻々と変化していくことに興味を持つということは、「流行」を追っているといえます。どうですか？身近な科目に感じましたか？この「流行」を追うととにかくいろんな人にモテます！なんでも動機は打算です。これは個人的な経験に基づくものですが、

政経ひいては社会科の醍醐味は、勉強したことに関連した出来事をテレビ・新聞で見た時です。「なんだ勉強使えんじゃん！」っていう感動を体験できる時がいつか来ます。それまでは少々つらいですが、暗記作業です。でも覚えれば覚えるほど自分に返ってきますので、ご安心を。

今回こうして扱ったものはほんの一握りです。この知識に上乘せする形で他の講座や参考書をやってもらえるといいですね。つまり、ここまでの頑張りを生かすも殺すも自分次第ということです。みなさんのさらなる成長した姿をみるのを楽しみにしています。

テキスト等の間違い・ご意見はご一報ください。

てばさきの

センター対策講座